

官報号外

平成二十年十二月十九日

○第一百七十九回 参議院会議録第十四号

平成二十年十二月十九日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十四号

平成二十年十二月十九日

午前十時開議

第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一項を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十九回国会内閣提出、第百七十九回国会衆議院送付)

第五 国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議)

第七 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外七名発議)

第八 就用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議)

(高嶋良充君登壇、拍手)

れであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○高嶋良充君 ただいま議題となりました両法律につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月十一日の人事院の給与の改定に関する勧告及び勤務時間の改定に

関する勧告にかんがみ、医師等に対する初任給調整手当の増額及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分に改定する等の措置を講じようとするものであります。

次に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、非常勤職員の待遇改善の必要性、超過勤務縮減の推進、地方公務員給与の在り方、勤務時間短縮に係る消防職員への対応、退職手当・恩給審査会の委員構成、公務員のメンタルヘルス対策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付さ

第九 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小

林正夫君外七名発議)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第九まで

一、厚生労働委員長岩本司君解任決議案(衛藤

晟一君外一名発議)(委員会審査省略要求事件)

二、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

三、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

四、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

五、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

六、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

七、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

八、日程第一 一般職の職員の給与等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

鳩良充君。

（高嶋良充君登壇、拍手）

ます。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

ます。

一

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君 ただいま議題となりました防衛省職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退職手当の例に準じて若年定年退職者給付金の返納事由の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、医官の初任給調整手当増額が定着率に与える効果、自衛官への本府省業務調整手当の支給と地方勤務者の手当の見直し、退職手当等の返納事由拡大の背景と具体的適用例、免職以外の懲戒処分を返納対象とする必要性等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたし

ます。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八
三百三十八

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより厚生労働委員長の報告を求めるのであります。が、衛藤晟一君外一名から、委員会審査省略要求書を付して、厚生労働委員長岩本司君解任決議案が提出されております。

厚生労働委員長岩本司君解任決議案は、発議者のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。衛藤晟一君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

員会で、事前に説明することもなく、精査する間も与えずに強行採決が行われ、各委員会に付託されたのであります。

我々は、より良い雇用対策であれば受け入れようという姿勢を示しておりましたが、民主党は、当初から詰合いをする意思は全くなく、三日後の十八日に、趣旨説明、質疑、強行採決を行ふ旨を表明しております。

まさに、初めから強行採決ありきで、法案を成立させる意思がなく、単なるパフォーマンスにすぎません。迅速な雇用対策を切望している国民に対する裏切りであると断ぜざるを得ません。

今回の会期末に來ての法案駆け込み提出は、民主党が今まで非正規雇用対策に取り組んでこなった証左であり、雇用対策に手をこまねいていた偽装と断ぜざるを得ません。

一方、我々与党は、景気対策と同時に、雇用対策が極めて重要であるとの認識の下、いち早く戦後最大規模の二兆円に及ぶ新たな雇用対策などを講じ、速やかに実施に移しております。

民主党の法案の内容は、政府・与党が既に新た雇用対策で盛り込まれているものばかりであり、予算や省令改正等で迅速に対応し、実施中の施策もあり、かなり重複をいたしています。

また、雇用調整助成金の対象の拡大や、有期労働契約の原則禁止については、雇用の継続や雇用の創出に向けて、むしろ足を引っ張るものであり、後ろ向きの法案でございます。

十七日の厚生労働委員会の理事懇談会において、この雇用対策関連四法案の採決をしないとい

○議長(江田五月君) 日程第五 国民健康保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

緊急措置法案

日程第六 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案

日程第七 派遣労働者等の解雇の防止に関する法律案

日程第八 雇用保険法の一部を改正する法律案

日程第九 期間のある労働契約の規制のための労働契約法の一部を改正する法律案

のための労働契約法の一部を改正する法律案

(いすれも小林正夫君外七名発議)

以上六案を一括して議題といたします。

本院に提出され、当日の午後開かれた議院運営委員会で、事前に説明することもなく、精査する間も与えずに強行採決が行われ、各委員会に付託されました。

今国会会期残りわずかとなつた十二月十五日午前十一時、民主党は、雇用対策関連法案等六件を

て、この雇用対策関連四法案の採決をしないとい

派遣労働者も雇用調整助成金の対象とし、法案成立後二週間後には対応することを実現します。

さらにまた、私たちは住居を失った失業者に住宅貸与と生活支援金を月額最高で十万円を支給し、公営住宅の借り上げを行います。そして、これらは雇用保険を財源として行います。

結論を申し上げます。年内にこれらの法案が成立すれば、一月中にも実施することが可能なのであります。雇用保険の適用範囲についても、労働者すべてが雇用保険の被保険者であるとし、雇用の安定化を図るため、雇用保険の国庫負担率も元の四分の一に戻します。さらに、有期労働契約の事由や差別的取扱いの禁止、契約期間の退職ルール、雇い止めの制限を定め、派遣切り規制の実効性も強化します。

我々が法律案として国民の前に対策を示したのに対し、政府・与党は対応と呼べるのはほとんどありません。まだ道遠しであります。

麻生総理は十二月十五日の決算委員会において、雇用対策に特別会計の積立金を活用することも検討すると発表されました。これらは政策でも対策でもなく、ただの言葉遊びにすぎないと言わざるを得ません。それを否定するのであれば、今すぐにでも第二次補正予算案を出し、国民の前に示すべきではありませんか。

やるやると威勢よく答弁される総理の言葉には、もううんざりです。一国の総理としては余りにも軽率な発言を繰り返し、一貫性のない発言が、國民からますます不支持を増大しています。実際に、十一月下旬から十二月上旬にかけて行われた大手マスコミ各社による世論調査では、内

閣支持率が各社二〇%前半という結果にまで急落してしまいました。

与党の皆さん、麻生内閣の支持率が墜落寸前であることには同情申し上げます。岩本厚生労働委員長に対する一方的な解任決議案を直ちに撤回を

し、与党提案による麻生内閣総理大臣への問責決議案を本院に速やかに提出することをお勧めをし、本決議案に対する私の反対討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(江田五月君) 山本博司君。
〔山本博司君登壇、拍手〕

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました厚生労働委員長岩本司君の解任決議案について、賛成の立場で討論をいたしました。

去る十二月十七日の厚生労働委員会の理事懇談会においては、十八日の委員会運営について協議を行い、様々な話合いの結果、最終的に与野党が歩み寄り、採決が前提でなく、野党三党が提出の雇用関係四法案の審議を行い、その過程と状況を見た上で、審議後の理事懇談会において採決など今後の審議を検討するとの協議が調い、各党の時間が配分がほぼ決まりかけておりました。ところが、民主党理事事が携帯メールでのやり取りを理事同士で見合させ、唐突に休憩を言い出し、一同が

よつて一定の合意がなされたにもかかわらず、委員長職権で採決まで決めたことは、議会政治のルールを無視した暴挙であり、到底許されるものではありません。

国会法第四十八条には、委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持すると規定しています。しかしながら、岩本委員長は、委員会の議事を整理せず、秩序を保持するどころか、自らが乱したことあります。これは議会制民主主義の根幹を搖るが大問題であると言わざるを得ません。それ

は、与党の委員が抗議するだけでなく、共産、社民の野党の委員からも批判の声が上がっていることから明らかであります。

さらに、昨日の委員会の審議の中では、共産党委員からも、審議を尽くすために委員会を休憩し、理事会を開くべきであるとの問い合わせに対し、岩本委員長は発言を拒否しておりました。ま

た、我々与党が、採決の前に、審議を尽くすべきと委員長席の前に抗議に行つたときも、全く耳を傾けず、意見をすべて無視する態度であります。このような態度を傲岸不遜と言わずして、何を言うのでしょうか。

岩本委員長は、今回のみならず、さきの通常国会においても解任決議を出されており、この国会においてもまた同じ過ちを繰り返しております。解任決議を突き付けられているにもかかわらず、

そうした法案であるからこそ、我々与党は、参考人などの意見聴取を実施して、慎重な審議を尽くすべきであると主張してまいりました。審議を尽くすべきとは、野党の皆さんもこれまで言ってきたことであり、二時間余りの審議のみで採決までは行うのは、初めに採決ありきではないでしょうか。雇用問題に本当に真剣に取り組む姿とは到底思えません。

国民の雇用に対する不安を政局に利用しようと考えているならば、公平中立であるべき委員長の座を汚すものであり、一刻も早くその座から退くべきであると強く訴えるものであります。

明日の委員会は審議、採決を行うと宣言し、席を立たれたのであります。残された社民、共産のオブザーバー理事からも、その後、岩本委員長に撤回の申入れをされたそうですが、話合いに

岩本委員長は、昨年十月二十三日の厚生労働委員会における委員長就任のあいさつで、皆様方の御指導、御協力を賜りながら、公正かつ円満な委員会運営に努め、その重責を果たしてまいりたいと述べていましたが、あれは真つ赤なうそだったのでしょうか。岩本委員長が、かつては東京都渋谷区の区議会議員として地域の問題に地道に取り組んできたことを知る者の一人として、こうした行動を大変に残念に思います。

| | | |
|---|--|--|
| <p>○議長(江田五月君) これより委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。</p> <p>[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]</p> | | <p>〔岩本司君登壇、拍手〕</p> <p>○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。</p> |
| <p>○議長(江田五月君) これより本決議案の採決をいたします。</p> | | <p>○議長(江田五月君) これより本決議案の採決をいたします。</p> <p>本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。</p> |
| <p>投票総数 賛成 反対</p> | | <p>二百三十三 百八 百二十五</p> <p>よつて、本決議案は否決されました。(拍手)</p> |
| <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> | | <p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。</p> |
| <p>○議長(江田五月君) これより委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。</p> | | <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> |

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

よつて、四案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

○議長(江田五月君)　投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

よつて、両案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手)

—

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案、派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案、雇用保険法の一部を改正する法律案及び期間の定めのある労働契約法の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま

○ 贊成 反対 投票總數

谷 博之君
田名部 匡省君
岡崎トミ子君
佐藤 泰介君
北澤 俊美君
松浦 大悟君
梅村 聰君
徳永 久志君
米長 晴信君
金子 惠美君
相原久美子君
大河原雅子君
田中 康夫君
白 眞麿君
前川 清成君
尾立 源幸君
富岡由紀大君
芝 博一君
喜納 昌吉君
大石 尚子君
小林 正夫君
神本美恵子君
山根 隆治君
池口 修次君
平野 達男君
直嶋 行正君
西岡 武大君
大石 東君
輿石 正光君

工藤堅太郎君 外山 斎君
松下 新平君
大久保潔重君 田中 直紀君
渡辺 秀央君 姫井由美子君
横峯 良郎君 丸山 和也君
林 久美子君 室井 邦彦君
萩原 健司君 長谷川憲正君
加藤 敏幸君 中川 義雄君
松岡 徹君 自見庄三郎君 森 ゆうこ君
亀井 郁夫君 松井 孝治君

| | | | |
|--------|-----|-----|-----|
| 川田 | 吉川 | 沙織君 | 龍平君 |
| 大江 | 康弘君 | 高君 | |
| 森田 | | | |
| 糸数 | 慶子君 | | |
| 荒井 | 広幸君 | | |
| 轟木 | 利治君 | | |
| 龜井亞紀子君 | | | |
| 中山 | 恭子君 | | |
| 広田 | 一君 | | |
| 川上 | 義博君 | | |
| 長谷川大紋君 | | | |
| 島尻安伊子君 | | | |
| 主濱 | 了君 | | |
| 津田弥太郎君 | | | |
| 木村 | 仁君 | | |
| 岸 | 宏一君 | | |
| 大塚 | 耕平君 | | |
| 林 | 芳正君 | | |
| 鈴木 | 寛君 | | |
| 岩永 | 浩美君 | | |
| 高嶋 | 良充君 | | |
| 藤井 | 孝男君 | | |
| 野村 | 哲郎君 | | |
| 中村 | 岩夫君 | | |
| 佐藤 | 一郎君 | | |
| 丸川 | 信夫君 | | |
| 信秋君 | 珠代君 | | |

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

参議院議員谷岡郁子君提出歴史教科書との検定に関する質問に対する答弁書(第一一六号)

参議院議員谷岡郁子君提出大学生の年金保険料負担に関する質問に対する答弁書(第一一七号)

参議院議員谷岡郁子君提出金融不況の大学生に与える影響に関する質問に対する答弁書(第一一八号)

参議院議員谷岡郁子君提出金融不況に対応する大学生の就職支援施策に関する質問に対する答弁書(第一一九号)

参議院議員谷岡郁子君提出「新規学校卒業者の採用に関する指針」に関する質問に対する答弁書(第一二〇号)

参議院議員谷岡郁子君提出障害の範囲見直しに関する質問に対する答弁書(第一二一号)

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係る各種専門家に関する再質問に対する答弁書(第一二二号)

同日議長は、元議長土屋義彦君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

保険業法の一部を改正する法律

同日内閣から、地方分権改革推進法第十条第三項の規定に基づく地方分権改革推進委員会第二次勧告の報告を受領した。

同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

官報 (号外)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十九回国会閣法第六九号) | | | | | | | | | | 去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | | | | | | | | | |
| 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | | | | | | | | | | 厚生労働委員会に付託 | | | | | | | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外六名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 子ども手当法案(神本美恵子君外八名発議) | | | | | | | | | | 辞任 森田 高君 相原久美子君 補欠 | | | | | | | | | |
| 大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外七名発議) | | | | | | | | | | 総務委員 | | | | | | | | | |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外七名発議) | | | | | | | | | | 辞任 松野 信夫君 加賀谷 健君 補欠 | | | | | | | | | |
| 地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外七名発議) | | | | | | | | | | 法務委員 | | | | | | | | | |
| 同日議員から次の質問主意書が提出された。 | | | | | | | | | | 外交防衛委員 | | | | | | | | | |
| 介護保険制度に関する再質問主意書(大河原雅子君提出)(第一二九号) | | | | | | | | | | 辞任 加賀谷 健君 松野 信夫君 補欠 | | | | | | | | | |
| 平成二十年十月七日衆議院予算委員会における内閣法制局長官答弁に関する質問主意書(山口那津男君提出)(第一三〇号) | | | | | | | | | | 財政金融委員 | | | | | | | | | |
| 同日次に質問主意書を内閣に転送した。 | | | | | | | | | | 外交防衛委員 | | | | | | | | | |
| 食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第一二五号) | | | | | | | | | | 辞任 谷岡 郁子君 喜納 昌吉君 補欠 | | | | | | | | | |
| 百年に一度の危機を克服するための「アジア・ゲートウェイ構想」の強力な推進に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一二六号) | | | | | | | | | | 文教科学委員 | | | | | | | | | |
| 高松塚古墳壁画損傷を再度隠蔽した事件に関する質問主意書(前川清成君提出)(第一二七号) | | | | | | | | | | 辞任 櫻井 充君 平田 健二君 川合 孝典君 大河原雅子君 補欠 | | | | | | | | | |
| 同日次に質問主意書を内閣に転送した。 | | | | | | | | | | 厚生労働委員 | | | | | | | | | |
| 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 | | | | | | | | | | 辞任 喜納 昌吉君 谷岡 郁子君 平田 健二君 櫻井 充君 | | | | | | | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名発議) | | | | | | | | | | 行政監視委員 | | | | | | | | | |
| 同日内閣から次の答弁書を受領した。 | | | | | | | | | | 辞任 室井 邦彦君 芝 博一君 石井 準一君 岩尻安伊子君 芝 博一君 石井 準一君 岩尻安伊子君 | | | | | | | | | |
| 参議院議員谷岡郁子君提出大学における大麻汚染に関する再質問に対する答弁書(第一二四号) | | | | | | | | | | 議院運営委員 | | | | | | | | | |
| 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | | | | | | | | | | 辞任 石井 準一君 岩尻安伊子君 芝 博一君 石井 準一君 岩尻安伊子君 | | | | | | | | | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外五名提出)(衆第三号) | | | | | | | | | | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 雇用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外七名発議) | | | | | | | | | | 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | |
| 同日内閣から次の答弁書を受領した。 | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 参議院議員下田敦子君提出日本原燃(株)六ヶ所 | | | | | | | | | | 辞任 芝 博一君 櫻井 充君 | | | | | | | | | |
| 再処理工場の安全に関する質問に対する答弁書(第一二三号) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 参議院議員谷岡郁子君提出大学における大麻汚染に関する再質問に対する答弁書(第一二四号) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | | | | | | | | | | 内閣委員 | | | | | | | | | |
| 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

同日議員から次の懲罰動議が提出された。

議員丸山和也君を懲罰に付するの動議(策瀬進君外十三名提出)

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年十二月十八日

総務委員長 高嶋 良充

参議院議長 江田 五月殿

要領書

二、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十年八月十一日付けの職員の給与の改定

に関する勧告及び職員の勤務時間の改定

に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員につい

て、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任

給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手當

の新設を行うとともに、勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分に改定する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に必要な経費は、来年度以降計上さ

れる。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、国の医療施設における勤務医確保が喫緊の課題であることを踏まえ、引き続き医師等の適切な給与水準を確保するよう努めるとともに、深刻な社会問題となつてゐる医師不足解消のため

の抜本的な対策を講ずること。

二、本府省業務調整手当の導入に当たつては、必要な人材確保など手当の導入趣旨と本府省における勤務の実態を十分踏まえ、適切に支給対象範囲を定めること。

三、長時間にわたる超過勤務が、職員の心身の健

康、人材確保等に重大な影響を及ぼしていること

にかんがみ、その縮減を図ること。また、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたつて在庁している勤務の実態について早急に調査し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

四、非常勤職員については、職務内容及び経験等を踏まえた適正な給与を支給するとともに、休暇その他の処遇の在り方に関して検討を行い、常勤職員との処遇の不均衡是正に取り組むこと。また、任用形態・勤務形態の在り方について決議すること。

五、公務員制度改革を推進するに当たつては、労働基本権の在り方を含め、職員団体等の意見を十分聴取し、国民の理解が得られる結論を得ること。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に「本府省業務調整手当」を加える。

第八条第五項中「同日前」の下に「において人事院規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行ふ日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これら

の事由を併せて考慮するものとする。

第八条第六項中「前項に」を「前項前段に」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第八項中「同

項」を「同項前段」に、「良好である」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第十条の二第二項中「職員」の下に「(以下「管理職員」という。)」を加える。

第十条の三第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改め、同条を第十条の四とし、第十条の二の次に次の二条を加え

る。

与に関する法律(以下「給与法」という)。第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項(同条第一項の準用に係る部分に限る)並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

(給与法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条ただし書の政令で定める日後一年間ににおいて行われる第一条の規定による改正後の給与法第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう)以後において第三条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「新国家公務員育児休業法」という)第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定によ

る承認又は新国家公務員育児休業法第十三条第二項において準用する新国家公務員育児休業法第二项とあるのは「新国家公務員育児休業法第二项」において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項と、「第十三条第二項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下「旧国家公務員育児休業法」という)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事院規則で定める内容国有林野事業を行なう國務員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容」とあるのは、「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

3 前二項及び次条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とする。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者をいう)が定めた内容の新地方公務員育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることとの承認があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する任命権者をいう)が定めた内容の新地方公務員育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をすることとの承認があつたものとみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もつて公務に対する国民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部又は一部を返納させることができることとする等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、昨今の一部幹部公務員の不祥事等に対し国民の厳しい批判が寄せられていることから、公務員の廉正をさらに徹底するとともに、行政及び公務員に対する国民の信頼を確保するための措置を引き続き検討すること。

二、退職手当・恩給審査会における公平・公正な審査が確保されるよう、委員の人選及び審査手続きについて配慮すること。また、退職手当の支給制限及び返納・納付に係る処分を行うに当たつては、特に遺族・相続人の取扱いを含め、十分慎重な対応を図ること。

三、退職手当制度の見直しの趣旨にかんがみ、退職手当の一部支給制限制度及び一部返納制度について、公務規律の弛緩を招くことがないよう

う、厳正かつ公正な運用に努めること。また、いわゆる論旨免職についても、適切な対応を図ること。

四、今回法律上の措置が講じられていない非特定独立行政法人等については、各法人に対し、国家公務員の場合に準じた検討を行い、必要な措置を講ずよう要請すること。

右決議する。

國家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年十二月十一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

(国家公務員退職手当法の一部改正)
第一条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第二条の三」とし、「第二条の三」を「第二条の四」に、「第四章 雑則(第十一条—第十四条)」を「第四章 退職手当(第五章 雑則(第十一条—第十八条))」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第一章中第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の二条を加える。
(遺族の範囲及び順位)
第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。
一 配偶者(届出をしないが、職員の死亡當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)
二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの
二号に該当しないもの
この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にして、祖父母については、養父の父母を先にし実父母の父母を後にして、父母の養父母を先にし父の実父母を後にする。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合における当該一般の退職手当等に係る規定による退職手当をいう。以下同じ。の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係るに、「又は第七条の三第一項を「又は第八条第一項」に改め、同項第五号中「第七条の三第一

職手当の支給を受ける」とができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

三 第三条第二項中「退職した者」の下に「(第十二条各号に掲げる者を含む。)」を加え、「同項の規定にかかるわらず」を前項の規定にかかるわらずに改める。

第五条の二第二項中「第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するもの」を「この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「若しくは第七条の三第一項」を「若しくは第八条第一項」に、「これららの支給」を「これららの退職手当」に、「第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準する者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該」を「第七条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係るに、「又は第七条の三第一項を「又は第八条第一項」に改め、同項第五号中「第七条の三第一

項」を「第八条第一項」に改め、同項第六号中「第七条の三第二項」を「第八条第二項」に改める。

第六条の四第四項第一号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者(第六号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。)のうち自己都合退職者(第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでのその勤続期間が五年以上」に改め、「(次号及び第三号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでのその勤続期間が一年以上四年以下のもの前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

第六条の四第四項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでのその勤続期間が零のもの 零

四 自己都合退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

五 自己都合退職者でその勤続期間が九年以下るもの 零

第六条の五第一項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

第七条第三項中「第八条第一項各号」を「第二条第一項各号」に改める。

第七条の二の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とす

る。

第八条を削る。

第七条の三の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第四項を削り、同条を第八条とする。

第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び当等」という。)を「一般の退職手当等」に改め。

第十二条第一項第一号中「一般の退職手当及び当等」という。)を「一般の退職手当等」に改め。

第十四条 雜則」を「第四章 退職手当の支給制限等」に改める。

第十一條を次のように改める。

(定義)

第十五条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 懲戒免職等処分 国家公務員法第八十二

二 人事官 人事院

三 人事官 人事院

四 人事官 人事院

五 人事官 人事院

六 人事官 人事院

七 人事官 人事院

八 人事官 人事院

九 人事官 人事院

十 人事官 人事院

十一 人事官 人事院

十二 人事官 人事院

十三 人事官 人事院

十四 人事官 人事院

十五 人事官 人事院

十六 人事官 人事院

十七 人事官 人事院

十八 人事官 人事院

十九 人事官 人事院

二十 人事官 人事院

対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関)をいう。

イ 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条第一号に規定する各議院事務局の事務総長 両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関

口 裁判官 最高裁判所

ハ 檢查官 会計検査院

二 人事官 人事院

ホ イから二までに掲げる者以外の職員

国家公務員法その他の法令の規定(国家公務員法第八十四条第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)において当該職員に対し懲戒免職等処分を行つて失わせる処分をいう。

二 退職手当管理機関 退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定により計算した額の二分の一に相当する額

員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

三 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えられることができる。この場合においては、そのこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して政令で定める機関)

した者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受けた権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員にして次の二項を加える。

第十二条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の支給制限

第十二条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当の支給制限

第十三条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)に改め、同条中「この項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項とし

職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

第三条に次の二項を加える。

3 職員が第七条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合においては、政令で定める場合を除き、この法律の規定による退職手当は、支給しない。

第五条を第十九条とする。

第十二条の二第六項から第八項までを削り、同条第五項中「一時差止処分」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「各省各庁の長等」を「当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関は」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分を」に、「第一項又は第二項の規定による支払を『支払目的』に改め、同項各号を次のように改める。」

一 職員が刑事案件に関し起訴(当該起訴に

係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和三十年法律第百三十一号第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされたとき。

第三条第五項中「一時差止処分」を「第一項又は第二項の規定による支払差止処分」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、「前二項」に、「各省各庁の長等」を「当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関」に、「一時差止処分後」を「当該支払差止処分後」に、「一般の退職手当等の支給」を「当該一般の退職手当等の額の支払」に、「当該一時差止処分」を「当該支払差止処分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「各省各庁の長等は、一時差止処分について」を「第一項又は第二項の規定による支払を『支払目的』に改め、同項各号を次のように改める。」

第十二条の二第三項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第二項の規定による処分を受けたことなく当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

第十二条の二第二項中「前項」を「前二項」に、「支給を一時」を「額の支払を」に、「一時差止処分」を「支払差止処分」に、「第四十五条」を「第四十五条规定による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)

当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事案件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六年を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事案件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

第十二条の二第三項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第三項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)

が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支

第十二条の二を第十三条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。

(退職後禁錮以上の刑に

の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に對しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めの処分を行うことができる。

第一項又は第二項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合(これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた権利を承継した者が第三項の規定による支

手当等の額の支払を受けるに至つたときを含む。)において、当該退職をした者が既に第十二条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

前条第二項及び第三項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の
退職手当の支給制限)

係る一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号）に該当する場合において、当該退職をした者

三 任用職員等に対する免職処分」という。)を受けたとき。
三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関する第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において

死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡)による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受けた前に死亡したことにより当該一般

3 の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に
対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第三号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第十二条第一項に規定する政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項第三号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、

当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

第十二条第二項及び第三項の規定は、第一

項及び第二項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関する規定
し第一項又は第二項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

て、次の各号のいずれかに該当するときは、
当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退
職をした者に対し、第十二条第一項に規定す

る政令で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条)第二項、第五項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行ふ。

うことができる。

一 当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に^レ関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に^レ関し再任用職

処分について準用する。

二項の規定による懲戒免職等処分(以下「再

第十二条第二項及び第三項の規定は、第一

官 報 (号外)

員等に対する免職処分を受けたとき。

三、当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員等に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員を除く。)について、当該一般としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第十条第一項、第四項又は第六項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けられる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等について

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第一項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聽取しなければならない。

5 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聽取について準用する。

6 第十二条第二項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。(遺族の退職手当の返納)

第十六条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより

当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第一項第三号に該

当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした

一年以内に限り、第十二条第一項に規定する政令で定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行なうことができる。

2 第十二条第二項並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第四項の規定による意見の聽取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に對し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から六月以内に規定する場合において、第五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けたことなく死亡したとき(次項から第五条までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。)において同じ。)において、当該刑事事件に係る判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を行なうことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者(相続人)に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合(第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。)において同じ。)において、当該刑事事件に係る判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を行なうことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者(相続人)に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該退職手当の受給者(相続人)に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、当該退職手当の受給者(相続人)に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該退職手当の受給者(相続人)に對し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行なうことができる。

事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後に
おいて第十五条第一項の規定による処分を受
けないことなく死亡したときは、当該退職に係
る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給
者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職
手当の受給者の相続人に対し、当該退職をし
た者が当該刑事件に關し禁錮以上の刑に処
せられたことを理由として、当該一般の退職
手当等の額(当該退職をした者が失業手当受
給可能者であつた場合にあつては、失業者退
職手当額を除く)の全部又は一部に相当する
額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六
月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の
額の算定の基礎となる職員としての引き続い
た在職期間中の行為に關し再任用職員等に対
する免職処分を受けた場合において、第十五条
第一項の規定による処分を受けることなく
死亡したときは、当該退職に係る退職手当管
理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日
から六月以内に限り、当該退職手当の受給者
の相続人に對し、当該退職をした者が当該行
為に關し再任用職員等に対する免職処分を受
けたことを理由として、当該一般の退職手当
等の額(当該退職をした者が失業手当受給可
能者であつた場合にあつては、失業者退職手
当額を除く)の全部又は一部に相当する額の
納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する
金額は、第十二条第一項に規定する政令で定
める事情のほか、当該退職手当の受給者の相
続財産の額 当該退職手当の受給者の相続人

の生計の状況その他の政令で定める事情を勘
案して、定めるものとする。この場合におい
て、当該相続人が二人以上あるときは、各相
続人が納付する金額の合計額は、当該一般の
退職手当等の額を超えることとなつてはなら
ない。

7 第十二条第二項並びに第十五条第二項及び
第四項の規定は、第一項から第五項までの規
定による処分について準用する。

8 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除
く)の規定は、前項において準用する第十五
条第四項の規定による意見の聽取について準
用する。

(退職手当・恩給審査会等への諮問)

第十八条 退職手当管理機関(第五項から第七
項までに規定する退職手当管理機関を除く。)
は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、
第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第
一項から第五項までの規定による処分(以下
この条において「退職手当の支給制限等の処
分」という)を行おうとするときは、退職手
当・恩給審査会に諮問しなければならない。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定
する国会職員に係る退職手当管理機関が退職
手当の支給制限等の処分を行おうとするとき
について準用する。この場合において、これ
らの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるの
は、「両議院の議長が両議院の議院運営委員
会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み
替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又
は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退
職手当の支給制限等の処分を行おうとすると
きについて準用する。この場合において、こ
れらの規定中「退職手当・恩給審査会」とある
のは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み
替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査
院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関
が退職手当の支給制限等の処分を行おうとす
るときについて準用する。この場合において、
これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とある
のは、「会計検査院規則で定める機関」

と読み替えるものとする。

第五章 雜則

附則第十項及び第十五項中「第二条の三」を
「第二条の四」に改める。

附則第二十一項中「退職した者を」を「退職
した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。
次項において同じ。)」を改める。

第二条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の
一部を次のように改正する。

第十五条中「審議会等(国家行政組織法(昭和
二十三年法律第百二十号)第八条ニ規定スル機
関ヲ謂フ)ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審
議会等ト称ス)」を「退職手当・恩給審査会(以下
審査会ト称ス)」に改める。

第四十六条第三項、第四十六条の二第三項及
び第四十八条第三号中「審議会等」を「審査会」に
改める。

(國家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法
律第二百二十八号)の一部を次のように改正す
る。

第九十七条第一項中「又は組合員」を「組合
員」に改め、「受けたとき」の下に「又は組合員
(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)
若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限
等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法
律第二百八十二号)第十四条第一項第三号に該當
することにより同項の規定による一般の退職手
当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の
退職手当等をいう。以下この項において同じ。)

| <p>の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けたとき」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十二条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関する必要な資料の提供を求めることができる。</p> | | | | | | | | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------|--|----|--|--|
| <p>第一百一条第一項中「又は組合員」を「組合員」に改め、「受けた場合」の下に「又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合」を加える。</p> <p>第一百四十二条第二項の表第一百十二条第一項の項を次のように改める。</p> | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>第一百十二条第一項</th> <th>地方公務員法第二十九条</th> <th>国家公務員法第八十二条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>退職手当支給制限等処分に相当する</td> <td>退職手当支給制限等処分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>处分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 第一百十二条第一項 | 地方公務員法第二十九条 | 国家公務員法第八十二条 | 退職手当支給制限等処分に相当する | 退職手当支給制限等処分 | | 处分 | | |
| 第一百十二条第一項 | 地方公務員法第二十九条 | 国家公務員法第八十二条 | | | | | | | | |
| 退職手当支給制限等処分に相当する | 退職手当支給制限等処分 | | | | | | | | | |
| 处分 | | | | | | | | | | |
| <p>(総務省設置法の一部改正)</p> <p>第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一款 設置(第八条)」を「第一款の二 退職手当・恩給審査会(第八条の二)」に改める。</p> <p>第六条 第二款の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)及び恩給法(大正十二年法律第四十八号)、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則その他恩給に関する法律を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>二 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十八条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>二 附則第二十条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第三条 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>附則第三項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。</p> <p>(國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第四条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>二 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第十八条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>二 附則第二十条の規定 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日</p> <p>(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法の規定は、この法律の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。</p> <p>(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)</p> <p>第五条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第五条第四項中「新退職手当法」を「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二号)附則第二条の規定による」お従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法に改める。</p> <p>(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)</p> <p>第六条 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。</p> | | | | | | | | | | |

(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「に関する退職手当法」を「の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法(以下この条において「旧退職手当法」という。)に、「退職手当法」を「旧退職手当法」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改止)

第十五条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一年号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項から第三項までの規定中「第二条の三」を「第二条の四」に改め、同条第四項から第六項までを次のように改める。

4 前二項の規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に関し、国家公務員退職手当法

第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を次のように改める。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に関し国家公務員退職手当

法第十三条规定による処分が取り消されたときは、當該

る処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十二条第二号に規定する退職手当管理機関(次項及び第七項において単に「退職手当管理機関」という。)は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額(以下この条において「特例加算額」という。)の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

6 再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。)若しくは同法

第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものとされるとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、適用しない。

5 再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当(その額を第三項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第七項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当

特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分も取り消すものとする。

7 再任用職員が退職し、当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行うものとする。この場合において、当該処分を受けている者に對し、これらの規定による場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行なうものとする。

8 国家公務員退職手当法第十二条第二項及び第三項の規定は第五項及び第六項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について準用する。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改止に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十条の規定は、この法律の施行の日以後に特定退職(同条第一項に規定する特定退職をいう。以下この条において同じ。)をした再任用職員(同項に規定する再任用職員をいう。以下この条において同じ。)が退職した場合について適用し、同日前に特定退職をした再任用職員が退職した場合については、なお従前の例による。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第二十二条の二中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審議会」に改正する。

第十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

第三十七条のうち恩給法の一部を改正する法律附則に三項を加える改正規定中「恩給法第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審議会」に改める。

第四十三条のうち国家公務員退職手当法第十二条の二第二項の改正規定中「第十二条の二第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条」を「第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審議会」に改める。

二条の二第二項の改正規定中「第十二条の二第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十五条」を「第十三条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条に規定する審議会等」を「退職手当・恩給審議会」に改める。

第十九条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表以外の部分中「及び第九十六条」を「第九十六条及び第九十七条第四項」に改め、「各号列記以外の部分に限る。」の下に「第九十七条第一項」を加え、同条の表第九十七条第一項の項を次のように改める。

第九十七条第一項

組合員若しくは組合員であつた者

加入者若しくは加入者であつた者

審査報告書

組合員が懲戒処分(国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く)を受けたとき又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る)若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)第十

四条第一項第三号に該当すること

により同項の規定による一般の退

職手当等(同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をい

う。以下この項において同じ)の

全部若しくは一部を支給しないこ

ととする処分若しくは同法第十五

条第一項第三号に該当することに

より同項の規定による一般の退職

手当等の額の全部若しくは一部の

返納を命ずる処分又はこれらに相

当する処分をいう。第四項におい

て同じ)を受けた

組合員期間

加入者期間

審査報告書

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月十八日

外交防衛委員長 江田 五月殿

参議院議長 北澤 俊美

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて本府省業務調整手当を新設するとともに、退

職手当の例に準じて退職後に懲戒免職処分を受

けるべき行為をしたと認められる者の若年定年

退職者給付金を返納させることができることと

するなど若年定年退職者給付金について新たな

支給制限及び返納の制度を設ける等の措置を講

じようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に必要な経費は、来年度以降計上

される。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の事項に

ついて、十分配慮すべきである。

一、防衛省・自衛隊は、昨年来、一連の不祥事が

続きたく、国民の信頼を大きく損なうこととなつた

部を次のように改正する。

第二十条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正

条の表以外の部分の改正規定中「及び第九十六

条」を「、第九十六条及び第九十七条第四項」に

改め、「限る。」の下に「、第九十七条第一項」を

加える。

右決議する。

六、懲戒免職以外の懲戒処分についても若年定年

退職者給付金等の返還の対象とすることについ

て、総務省における退職手当の検討の状況を見

ながら検討すること。

右決議する。

ことを重く受け止め、防衛省改革の実行を徹底することで、国民の理解と支援を得るよう努めること。

二、前航空幕僚長がこれまでの政府見解を逸脱した論文を応募、発表したことにより防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねたことは、遺憾の極みであり、当該事案の徹底的な究明を図った上で、再発防止策の確立・徹底を図ること。

三、統合幕僚長及び陸・海・空の各幕僚長の人事

に関しては、任命権者としての重大な責任を認

識し、最適な人材を任命するとともに、自衛隊幹部が政府の一員としての自覚を持った言動に努めるよう、厳格な幹部教育を実施すること。

四、防衛省・自衛隊における教育の在り方を総点検し、国を守る意識や歴史観も含めて、適切な教育を行うこと。

五、退職公務員に対する退職金の返納の在り方に

ついて、公共の利益を重視する見地から返納事

由及び処分手続の見直し等検討の余地がないか

を徹底的に検証するとともに、新設される本府

省業務調整手当の趣旨、運用に当たつては、そ

の在り方も含め、不斷の検証を進め、改善を図

ること。

六、懲戒免職以外の懲戒処分についても若年定年

退職者給付金等の返還の対象とすることについ

て、総務省における退職手当の検討の状況を見

ながら検討すること。

右決議する。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条のうち私立学校教職員共済法第二十五条の表以外の部分の改正規定中「及び第九十六条」を「、第九十六条及び第九十七条第四項」に

改め、「限る。」の下に「、第九十七条第一項」を

加える。

右決議する。

政府は、本法の施行に当たつては、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、防衛省・自衛隊は、昨年来、一連の不祥事が

続きたく、国民の信頼を大きく損なうこととなつた

部を次のように改正する。

官報 (号外)

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年十二月十二日

| | |
|--------------|-------------|
| 参議院議長 江田 五月殿 | 衆議院議長 河野 洋平 |
|--------------|-------------|

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を
改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十
七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改
正する。

第五条第二項中「政令」との下に「同条第五項
中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊
法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条」
とを加える。

第十四条の見出しを「(本府省業務調整手当等)」
に改め、同条第一項中「事務官等には」及び「その
他の自衛官には」の下に「本府省業務調整手当、」を
加え、同条第二項中「第十条の四」を「から第十
条の五まで」に改め、「政令」との下に「一般職
給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」と
あるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給
与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十
六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理職員」とあ
るのは「同法第十二条の三第一項の政令で指定す
る官職を占める職員(以下「管理職員」という。)」
を改める。

第二十七条の十一中「掲げる者は」の下に「前
条第一項の規定にかかわらず」を加え、同条を第
二十七条の十五とする。

第二十七条の十第一項中「前条に規定する」を

と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは

「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の
級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の
属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者
が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用
を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の
属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐で
ある場合にあつてはその者に適用される同表の一
等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は
(三)欄をいう。)に」とを加え、「第十条の二第一
項」を「第十二条の三第一項」と、」を削り、「特定管理職
員」を「管理職員等」に改める。

「給付金の支給を受けることができる」に改め、同
条を第二十七条の十四とする。

第二十七条の九第十項中「第二十七条の九第十
項」を「第二十七条の十一第十項」に改め、同条を
第二十七条の十一とし、同条の次に次の二条を加
える。

5

死亡した若年定年退職者が第二十七条の九第
一項各号のいずれかに該当する場合には、給付
金管理者は、遺族等に対し、それぞれ当該各号
に定める給付金を支給しないこととする処分を
行うものとする。

い。

6 遺族等に対し給付金が支払われた後におい
て、給付金管理者は、当該若年定年退職者の遺
族又は相続人(以下この条において「遺族等」と
いう。)に対しまだ支払われていない給付金があ
る場合において、第二十七条の八第二項第二号
に該当するときは、給付金管理者は、当該遺族
等に対し、当該給付金の支払を差し止める処分
を行うことができる。

7 給付金管理者は、前二項の規定(第五項にあ
つては、第二十七条の九第一項各号のうち給付
金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受
けるべき行為をしたと認められた場合に係る部
門又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分
を行おうとするときは、当該処分を受けるべき
者の意見を聴取しなければならない。

8 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除
く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取に
ついて準用する。

9 給付金管理者は、第一項、第五項及び第六項
の規定による処分を行おうとするときは、その
理由を付記した書面により、その旨を当該処分
を受けるべき者に通知しなければならない。

10 給付金管理者は、前項の規定による通知(第
六項に係るものを除く。)をする場合において、
当該処分を受けるべき者の所在が知れないとき

「本府省業務調整手当」を加える。

第二十七条第二項中「俸給の特別調整額」の下に
「本府省業務調整手当」を加える。

第二十七条の二中「第二十七条の四第一項」の下
に並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二
項第二号」を加え、「第二十七条の八第一項及び第
三項」を「第二十七条の八から第二十七条の十ま
で、第二十七条の十二及び第二十七条の十三」に
改める。

第二十七条の十一中「掲げる者は」の下に「前
条第一項の規定にかかわらず」を加え、同条を第
二十七条の十五とする。

第二十七条の十第一項中「前条に規定する」を

4 前項の規定は、当該支払差止処分を行つた給
付金管理者が、当該支払差止処分後に判明した
事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支
払を差し止める必要がなくなつたとして当該支
払差止処分を取り消すことを妨げるものではな
い。

5 死亡した若年定年退職者が第二十七条の九第
一項各号のいずれかに該当する場合には、給付
金管理者は、遺族等に対し、それぞれ当該各号
に定める給付金を支給しないこととする処分を
行うものとする。

6 遺族等に対し給付金が支払われた後におい
て、給付金管理者は、当該若年定年退職者の遺
族又は相続人(以下この条において「遺族等」と
いう。)に対しまだ支払われていない給付金があ
る場合において、第二十七条の八第二項第二号
に該当するときは、給付金管理者は、当該遺族
等に対し、当該給付金の支払を差し止める処分
を行おうとする。

7 給付金管理者は、前二項の規定(第五項にあ
つては、第二十七条の九第一項各号のうち給付
金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受
けるべき行為をしたと認められた場合に係る部
門又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分
を行おうとするときは、当該処分を受けるべき
者の意見を聴取しなければならない。

8 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除
く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取に
ついて準用する。

9 給付金管理者は、第一項、第五項及び第六項
の規定による処分を行おうとするときは、その
理由を付記した書面により、その旨を当該処分
を受けるべき者に通知しなければならない。

10 給付金管理者は、前項の規定による通知(第
六項に係るものを除く。)をする場合において、
当該処分を受けるべき者の所在が知れないとき

官 報 (号 外)

同条第七項において準用する同条第六項の規定による返納がなされた場合を除き同条第七項の規定は、当該処分を受けた相続人については、適用しない。

第二十七条の八の見出しを「(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給)」に改め、同条第一項中「在職期間中の行為に係る刑事案件に關し」を削り、「場合には」の下に「給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し」を加え、「は、支給しない」を「を支給しないこととする处分を行うものとする」に改め、同項ただし書きを削り、同項第一号中「退職前に起訴されていた場合又は退職後」を削り、「起訴された」を「刑事案件(その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事案件に限る。以下この項において同じ)」に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の处分(以下「再任用職員に対する免職处分」という。)を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職处分を受けるべき行為をしたと認められたに、「前条第一項」を「第二十七条の七第一項」に改め、同項第二号中「起訴された」を「刑事案件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職处分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職处分を受けるべき行為をしたと認められたに、「前条第一項」を「第二十七条の七第一項」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第二十七条の七第一項」に、「起訴された」を「刑事案件に關し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に係る刑事案件に關し」を削り、「場合には」の下に「給付

を減じた額)の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行つことができる。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関する禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと給付金管理者が認めたとき。

前項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

3 給付金管理者は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第二十七条の八第六項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

6 第一項の規定による処分が行われたときは、既に第二十七条の四第三項の規定による返納がされた場合又は第二十七条の六第一項の規定による処分が行われた場合を除き、第二十七条の四第三項並びに第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第七十二条の八 若年定年退職者に對しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者(当該若年定年退職者

(給付金の支払の差止め)

第二十七条の七の次に次の一条を加える。

の退職の日においてその者に対し自衛隊法第十四条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。)は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 自衛官が刑事案件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法昭和二十三年法律第二百三十一号)第六編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 当該若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事案件に關し起訴をされたとき。

2 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該若年定年退職者の在職期間中の行為に係る刑事案件に關して、その者が逮捕されたとき又は給付金管理者がその者から聽取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し給付金を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 紙付金管理者が、当該若年定年退職者について、その者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為(在職期間中の自衛官の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び

程度に照らして自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分に値することが明らかなものという。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差

止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときは、他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起

しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該

判決が確定した日又は当該公訴を提起しない日起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支

払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支

払差止処分を受けた日から一年を経過した場合は「の下に「同法第五条の二第二項中「(一般の退職手当)」とあるのは「(一般的退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般的退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般的退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とを削り、「昭和二十七年法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」との規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官に、「国家公務員退職手当法」を同法に、「期間(同条第十三項各号のいずれかに該当した者)を「自衛官(国家公務員退職手当法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官」に改める。

二 第二十七条の二の改正規定、第二十七条の十一の改正規定、第二十七条の十の改正規定、第二十七条の十四とする改正規定、第二十七条及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定の施行の日第十九条の八第二項の改正規定の施行の日第十九条第一項に改め、同条第二項中「についての規定による処分を受けることなく、当該支

払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

合

5 前項の規定は、当該支払差止処分を行つた給付金管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支

払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

二十七条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の七の次に一条を加える改正規定、第二十七条の八の改正規定、同条を第二十七条の九とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十七条の七の次に一条を加える改正規定、第二十七条の十五の次に一条を加える改正規定、第二十八条第十三項を削る改正規定並びに第二十八条の二、第二十八条の三及び第三十条の改正規定並びに附則第三条の規定 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十号)の施行の日

6 給付金管理者は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けたべき者に通知しなければならない。

7 給付金管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

二十七条の十五の次に次の二条を加える。二十九条中「第二十七条の九第十項」を「第二十七条の十一第十項」に改める。

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起

給付金に関する必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第十三項を削る。

第二十八条の二第一項中「第八条第三項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「についての規定による処分を受けることなく、当該支

払差止処分を受けた日から一年を経過した場合は「の下に「同法第五条の二第二項中「(一般の退職手当)」とあるのは「(一般的退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般的退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)及び「同法第十一条第一項第一号中「一般の退職手当及び」との規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官に、「国家公務員退職手当法」を同法に、「期間(同条第十三項各号のいずれかに該当した者)を「自衛官(国家公務員退職手当法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官」に改める。

二 第二十七条の二の改正規定、第二十七条の十一の改正規定、第二十七条の十の改正規定、第二十七条の十四とする改正規定、第二十七条及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定の施行の日第十九条第一項に改め、同条第二項中「についての規定による処分を受けることなく、当該支

払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

合

三 附則第五条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第二十号)の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(職員の昇給等に関する経過措置)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二十七条の三中「第二十七条の十一第十項」を「第二十七条の十一第十項」に改める。

二 当該支払差止処分を受けた者について、当

該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為

に係る刑事事件につき、判決が確定した場合

二十九条中「第二十七条の九第十項」を「第二

十七条の十一第十項」に改める。

二 当該支払差止処分を受けた者について、当

該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為

に係る刑事事件につき、判決が確定した場合

(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起

二十九条中「第二十七条の九第十項」を「第二

十七条の十一第十項」に改める。

二 当該支払差止処分を受けた者について、当

該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為

に係る刑事事件につき、判決が確定した場合

方は党利党略そのものだ」、社民党の福島みずほ党首も「話を一挙に壊して職権で決めたのは理解できない」と民主党の委員会運営を批判されている。

これらを全く無視して、十二月十八日の委員会で与党のみならず、野党の諸君の反対の声があるにも関わらず、採決を強行した。

従来から、参議院では河野議長の二十日ルールなど、審議時間を十分取って、法案を精査した上での採決・成立という実績と良き伝統を築きあげて来た。岩本委員長の今回の強引な運営はこれを崩壊させ、議会制民主主義を否定するものである。

しかも岩本委員長は前通常国会においても、与党から解任議を突き付けられたにも拘らず、今国会もまた同様の暴挙を繰り返し、なんら反省も見せず、委員長としての真摯な姿勢が全く見られない。

正しく委員長たる資質に欠けると断ぜざるを得ない。よって、ここに厚生労働委員長岩本司君解任決議案を提出する。

審査報告書

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年十一月十八日

厚生労働委員長 岩本 司

参議院議長 江田 五月殿

第二十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関する障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十九回国会内閣提出、本院継続審査)

右の内閣提案は本院において可決した。

平成二十年十一月一日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

五 第三十四条の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言その他の援助を行うこと。

二 当該事業主が、自ら雇用する身体障害者は又は知的障害者である労働者及び当該関係子会社に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

三 当該関係子会社が雇用する身体障害者は知的障害者である労働者の数が、厚生労働大臣が定める数以上であること。

四 当該関係子会社がその雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有し、又は他の関係子会社が雇用する身体障害者若しくは知的障害者である労働者の行う業務に関し、その行う事業と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

五 第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びそのすべての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社(以下「関係子会社」という。)について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「関係親事業主」という。)に係る第

四十五条第一項及び第五項の規定の適用については、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所とみなす。

六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七 第四十五条第一項又は前条第一項の認定を受けたものである場合に、当該子会社は、これらの規定にかかわらず、当該子会社又は当該関係子会社が関係子会社とみなして、前項(第三号及び第四号を除く。)の規定を適用する。

八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

二十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

三十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

四十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

五十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

六十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

七十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

八十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

九十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百二十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百三十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百四十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百五十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百六十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百七十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十八 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百八十九 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十一 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十二 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十三 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十四 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十五 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十六 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十七 第四十五条第一項及び第五項の規定を適用する。

一百九十八 第四十五条第一項及び第五

身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(特定事業主に雇用される労働者に関する特

例)

第四十五条の三 事業協同組合等であつて、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主(その雇用する労働者の数が常時第四十三条第五項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、第四十四条第一項、第四十五条第一項、前条第一項又はこの項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。)の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「特定組合等」といふ。)に係る第四十三条第一項及び第五項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。

一 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者が行う業務に関し、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

二 当該事業協同組合等の定款、規約その他

これらに準ずるものにおいて、当該事業組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。

三 当該事業協同組合等が、自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定に関する事業(第三項において「雇用促進事業」という。)を適切に実施するための計画(以下この号及び同項において「実施計画」という。)を作成し、実施計画に従つて、当該身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。

四 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

五 当該事業協同組合等が自ら雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用管理を行つに足りる能力を有すること。

六 当該特定事業主が雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の

算定について準用する。

第四十六条第三項中「親事業主に係る」を「親

事業主又は関係親事業主に係る」に、「労働者

は、」を「労働者は」に改め、「労働者と」の下に

「当該関係子会社が雇用する労働者は当該関

係親事業主のみが雇用する労働者と」を加え

ればならない。

第四十八条第六項中「第四十六条第三項の規

定は親事業主に係る前二項の規定の適用につい

て、同条第四項」を「第四十六条第四項」に、「前

項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項と

し、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 親事業主、関係親事業主又は特定組合等に

係る前二項の規定の適用については、当該関

会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当

該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関

係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業

主のみが雇用する労働者と、当該特定事業主

が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇

用する労働者とみなす。

第五十条第三項中「第四十六条第一項」を「第

四十五条の二第四項」に、「同条第三項」を「第

十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関

係親事業主又は特定組合等」を加え、同条第四

項中「親事業主に係る」を「親事業主、関係親事

業主又は特定組合等に係る」に改め、「機構は」

の下に「厚生労働省令で定めるところにより」

を加え、「又は当該子会社のうちのいずれか」を

「当該子会社若しくは当該関係会社、当該関

係親事業主若しくは当該特定事業主」に改める。

二 この条において「事業協同組合等」とは、事

業協同組合その他の特別の法律により設立さ

れた組合であつて厚生労働省令で定めるもの

をいう。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

2 この条において「事業協同組合等」とは、事

業協同組合その他の特別の法律により設立さ

れた組合であつて厚生労働省令で定めるもの

をいう。

4 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第

一項又は第一項の認定を受けたものである場

合は、同項の申請をすることができない。

5 前条第四項の規定は、第一項第六号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について準用する。

6 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定

をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第七条 第四十六条第一項中「事業主」の下に「特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第四十五条の二第四項の規定は、前項の身

体障害者又は知的障害者である労働者の数の

第五十四条第四項及び第五十五条第三項中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に、「同条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関係親事業主又は特定組合等」を加える。

第五十五条第七項中「第四十六条第三項」を
「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下
に「関係親事業主又は特定組合等」を加え、

「同条第三項中」当該新事業主であるのは、当該親事業主と、「同条第六項中」に、「とある」の「と」をとあるのは、「と」に改め、「事業所

との下に、当該關係子会社の事業所は、当該關係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は、当該特定組合等の事業所とを加える。

第六十九条中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項 第四十五条の三第五項、第四十六条第二項」に改める。

第七十一条第三項を次のように改める。
第四十四条第一項、第四十五条第一項、第
四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第

一項及び第三項の規定の適用については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、第四十五条の二第一項第三号及

び第四十五条の三第一項第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者とみな

し、これらの規定の身体障害者は又は知的障害者である労働者の数の算定については、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間

労働者は、その一人をもつて、第四十五条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害

者又は知的障害者である労働者に相当するも

第七十二条の二中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項（第四十五条の三第五項、第四十六条第二項）」に改める。

第七十二条の四第三項を次のように改める。
第三项 第四十四条第一项、第四十五条第一项、第

四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第三項の規定の適用については、精

神障害者である労働者は、第四十四条第一項
第二号、第四十五条の二第一項第三号並びに

第四十五条の三第一項第四号及び第六号において身体障害者又は知的障害者である労働者

とみなし、第四十四条第一項第三号及び第四号、第四十五条第一項第三号、第四十五条の

第四一五条第一項第三号 第四一五条の二第一項第二号並びに第四十五条の三第一項（第四回又は第五回を除く。）又は第三項第一

(第四号及び第六号を除く)及び第三項第一号中「又は知的障害者である労働者」とあるの

は「知的障害者又は第七十一條の二に規定する精神障害者である労働者」と、第四十五

条の二第一項第四号中「若しくは知的障害者である労働者」とあるのは「知的障害者若し

くは第七十二条の二に規定する精神障害者である労働者」とする。

第七十二条の六中「及び第七十二条第四項」を削り、「同条第一項」を「第七十二条第一項」に、

「並びに」を「同条第三項及び第四項中「第四十五
条の二第四項の政令で定める数に満たない範囲

内において厚生労働省令で定める数」とあり、
並びに「第四十六条第二項を「第四十五条

の二第四項に改める。

「親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係

官 報 (号 外)

在宅就業対価相当額は当該関係親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該関係子会社に係る在宅就業対価相当額は当該関係親事業主のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」に改め、同条

害者に関する特例（第六十九条、第七十三条）
害者・知的障害者及び精神障害者以外の障害者
の在宅就業に関する特例（第七十四条の二、第七十四条の三）に改める。

在宅就業対価相当額と、当該特定事業主に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」に改め、同条第八項中「第四十六条第二項」を「第四十五条の二第四項」に、「同条第三項」を「第四十八条第六項」に改め、「親事業主」の下に「関係親事業主又は特定組合等」を加え、同条第十一項中「第四十六条第三項」を「第四十八条第六項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

第三十八条第一項中「一週間の勤務時間が、当該機関に勤務する通常の職員の一週間の勤務時間に比し短く、かつ、第四十三条第一項の厚生労働大臣の定める時間数未満である常時勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除する。

附則第五条第一項中「同条第三項中『当該親事業主』とあるのは『当該親事業主』と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所と」を加える。

く。」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「職員は」を「職員(短時間勤務職員を除く。)は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律の一
部を次のように改正する。

職員の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

第三十八条に次の二項を加える。

第一項の身体障害者又は知的障害者である職員の数の算定に当たつては、第三項の規定

にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である職員に相当するものとみなす。

第四十三条第一項中「一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である當時雇用する労働者（以下「短時間労働者」という。）を除く。」を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「前項」を「二項」に、「労働者は」を「労働者（短時間労働者を除く。）」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び第二項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、第三項の規定にかかわらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

第四十三条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び前項の身体障害者又は知的障害者である労働者の総数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（一週間の所定労働時間が、当該事業

主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間に所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。以下同じ。は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

第四十三条に次の二項を加える。

第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

第四十四条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項第一号の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

3 第一項第一号の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

官 報 (号 外)

第七十四条の二第十項中「第五十条第四項及び第五項の規定は、」を第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第二項の身体障害者知的障害者又は精神障害者である労働者の数の算定について、第五十条第五項及び第六項の規定は「に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において 第四十五条の二第四項
中「又は知的障害者である労働者」とあるのは、「知的障害者又は第六十九条に規定する精神障害者である労働者」と、又は知的障害者である短時間労働者とあるのは「知的障害者又は同条に規定する精神障害者である短時間労働者」と読み替えるものとする。

第三章中第六節を第五節とする。

第四一三条第八項の規定は

る労働者の数の算定について準用する。

第七十九条第一項中「重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。以下この項及び第八十一条において同じ。」を削る。

第八十六條第一号中「第四十三條第五項」を
第四十三条第七項に改める。

附則第四条の見出し中「三百人以下の労働者を雇用する」を「雇用する労働者の数が二百人以

下である」に改め、同条第一項中「常時三百人以

「下の労働者を雇用する」を「その雇用する労働者の数が常時二百人以下である」に、「第六節」を「第五節」に改め、同条第二項及び第三項中「常時三百人以下の労働者を雇用する」を「その雇用する労働者の数が常時二百人以下である」に改

目次中「第四節 障害者雇用支援センター（第五節 障害者就業・生活支援センター）」を「第三十三条（第三十二条）～第三十六条」、「第四節 障害者就業・生活支援センター（第二十七条～第三十六条）」に改める。

一 業務を行う者として指定することができる。
一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

第三項中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改める。

第二十八条 障害者就業・生活支援センター
は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要

な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センターや、地域障害者職業センターその他厚生労働省令で定める事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあつせんすること。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

害者がその職業生活における自立を図るためには必要な業務を行うこと。

第二十九条中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に、「前条第一号から第三号まで」を「前条第二号」に改める。

第三十条、第三十一条及び第三十二条第一項中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改める。

第二章第五節の節名を削り、第三十三条から第三十六条までを次のように改める。

(秘密保持義務)
第三十三条 障害者就業・生活支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十八条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十四条から第三十六条まで 削除

第四十九条第一項中「第八号を削り、第八号の二を第八号とする。」

第五十一条第一項中「から第八号まで」を「から第七号まで」に改める。

第五十三条第一項中「から第八号まで」を「から第七号まで」に、「同項第八号の二」を「同項第八号」に改める。

第八十三条中「障害者雇用支援センター」を削る。

第八十八条第一項中「第三十六条」を「第三十三条」に改める。

附則第四条の見出し中「二百人」を「百人」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「二百人」を「百人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに次条及び附則第六条の規定

平成二十二年七月一日

二 第三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三 第三条中附則第四条の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定 平成二十七年四月一日

四 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

五 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

六 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

七 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

八 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

九 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十二 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十三 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十四 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十五 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十六 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十七 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十八 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

十九 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十二 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十三 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十四 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十五 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十六 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十七 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十八 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

二十九 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三十 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

三十一 第二条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第八条の規定 平成二十四年四月一日

(以下この条において「新法」という。)第四十三条第一項に規定する労働者をいう。)の数が常時百一人以上二百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中「政令で定める金額」であるのは、「政令で定める額」とする。

第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

第三項の規定による」に改める。

第七条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「二百人」を「百人」に改める。

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三十三条の」を「第二十七

(発達障害者支援法の一部改正)

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次の

一部改正

の労働者を雇用する」を「その雇用する労働者の数が常時二百人以下である」に改める。

第七条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「二百人」を「百人」に改める。

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三十三条の」を「第二十七

(発達障害者支援法の一部改正)

第八条 発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次の

一部改正

官報(号外)

| | | |
|-------|----------|--------|
| 大石 正光 | 前川 清成 | 前田 武志 |
| 大久保潔重 | 牧山ひろえ | 増子 輝彦 |
| 大塚 耕平 | 松井 孝治 | 松浦 大悟 |
| 加賀谷 健 | 岡崎トミ子 | 円 より子 |
| 金子 恵美 | 加藤 敏幸 | 水戸 将史 |
| 川合 孝典 | 神本美恵子 | 水岡 俊一 |
| 川崎 稔 | 川上 義博 | 室井 邦彦 |
| 喜納 昌吉 | 木俣 佳丈 | 築瀬 進 |
| 行田 邦子 | 工藤堅太郎 | 柳澤 光美 |
| 今野 東 | 鷹石 東 | 柳田 稔 |
| 佐藤 泰介 | 佐藤 公治 | 横峯 良郎 |
| 島田智哉子 | 芝 博一 | 江田 五月殿 |
| 主濱 了 | 下田 敦子 | 米長 晴信 |
| 鈴木 寛 | 榛葉賀津也 | 参議院議長 |
| 田名部匡省 | 鈴木 陽悦 | 江田 五月殿 |
| 武内 則男 | 高橋 千秋 | 佐藤 公治 |
| 千葉 景子 | 谷岡 郁子 | 芝 博一 |
| 辻 泰弘 | （ルネ）マリティ | 下田 敦子 |
| 徳永 久志 | 外山 斎 | 柳葉賀津也 |
| 富岡由紀夫 | 轟木 利治 | 鷹石 東 |
| 那谷屋正義 | 友近 聰朗 | 佐藤 公治 |
| 中谷 智司 | 内藤 正光 | 鷹石 東 |
| 羽田雄一郎 | 長浜 博行 | 柳葉賀津也 |
| 林 久美子 | 白 真勲 | 轟木 利治 |
| 平中和歌子 | 姫井由美子 | 友近 聰朗 |
| 藤田 幸久 | 平野 達男 | 内藤 正光 |
| 藤本 祐司 | 広田 一 | 長浜 博行 |
| 藤原 良信 | 藤末 健三 | 白 真勲 |
| 舟山 康江 | 藤谷 光信 | 姫井由美子 |

(目的)
 第一条 この法律は、現下の厳しい雇用情勢にからんがみ、派遣労働者等の解雇を防止するための緊急の措置を講ずることにより、派遣労働者等の雇用の安定を図ることを目的とする。
 (派遣労働者等の雇用の安定のための助成及び援助)
 第二条 政府は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)第六十二条の雇用安定事業として、次の事業を行うものとする。
 一 労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号))第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に該号において同じ。)であつて、次の事業を行ふものとする。

第三条 この法律は、現下の厳しい雇用情勢にからんがみ、派遣労働者等の解雇を防止するための緊急の措置を講ずることにより、派遣労働者等の雇用の安定を図ることを目的とする。

派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法

置法

係る派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。)であつて、継続して雇用していた期間が二月以上のものについて休業等を行う事業主その他期間を定めて雇用する労働者又は短時間労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対する助成及び援助を行うこと。

(施行期日)
 第二条 この法律は、公布の日から起算して二週間を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

第三条 この法律は、施行の日から六月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日において対象期間が終了していない派遣元事業主等に対する助成及び援助については、第一条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

4 政府は、派遣元事業主等が第一項第一号又は第二号の助成又は援助を受けようとする場合にその請求を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

第五条 この法律は、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならないものとする。

第六条 この法律は、施行の日から起算して二週間を経過した日から施行する。

第七条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第八条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第九条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十一条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十二条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十三条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十四条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十五条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十六条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十七条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十八条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第十九条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十一条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十二条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十三条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十四条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十五条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十六条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十七条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十八条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第二十九条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第三十条 この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百億円の見込みである。

第三十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第三十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第四十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第五十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第六十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第七十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第八十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第九十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百一十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百二十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百三十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十二条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十三条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十四条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十五条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十六条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十七条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十八条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百四十九条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百五十条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百五十一条 この法律の施行に伴い必要となる絏費は、約三百億円の見込みである。

第一百五十ニ条 この法律の施行に伴い

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、あまく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等を行うとともに、雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ、特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ、国庫負担に関する暫定措置の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

一、費用

本法施行に要する経費として、平年度約三千百億円が見込まれている。

一、国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見

舛添厚生労働大臣から政府としては反対である旨の意見が述べられた。

雇用保険法の一部を改正する法律案

平成二十年十二月十五日

小林正夫 津田弥太郎
松野信夫 吉川沙織
福山哲郎 直嶋正行
近藤正道 亀井亞紀子
相原久美子 青木
浅尾慶一郎 池口修次
贊成者

雇用保険法の一部を改正する法律

事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

ものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

履月三つに先づ香港の待合室に就き、其處の待合室を解説する者であつて、當該派遣労働者等をその解説する者である。

二の三 派遣労働者等に住宅を提供している
体的に行うこと。

入居における特別の配慮等住宅への入居の支援、生活上の支援その他必要な援助を一

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に關する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次号において同じ。)の役務の提供を受ける者から提供されていた住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいう。次号において同じ。)、失業等給付を受給することができ生活に困窮している失業者等に対し、再就職のための職業紹介及び職業指導、公営住宅への

第一条 就業保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び解雇等に伴い雇用主又は労働者派遣

号)第二条に規定する短時間労働者を除むる)」を
加える。

第六条第一号の一を次のように改める

第十三条第一項中「二年間」を「一年間」に、

に改め、同条第二項を削る。

の八十」を「百分の百」に改める。

「三百六十日」に改め、同号八中「二百四十日」を「三百日」に改め、同号八中「二百七十日」を

附則第三十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(雇用保険の被保険者資格の取得に関する経過措置)」を付する。

附則第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

附則第三十七条中「前二条」を「附則第三十五条」に改める。

第三十七条 削除

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

高橋 千秋

谷岡 郁子

鈴木 陽悦

榛葉賀津也

佐藤 公治

今野 東

佐藤 泰介

島田智哉子

主濱 了

鈴木 寛

芝 博一

下田 敦子

官 報 (号 外)

| | |
|--|----------------|
| 高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る)を雇い入れる場合 | 五年 |
| 五 満六十歳以上の労働者を雇い入れる場合 | 五年 |
| 六 労働者がその都合により当該有期労働契約の期間の満了後に退職することが明らかな場合等相当な理由に基づいて、労働者が期間の定めをすることを求めた場合 | 三年 |
| 七 法令上特に認められた場合 | 当該法令により認められた期間 |
| 八 前各号に掲げるもののほか、有期労働契約を締結することに正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事由に該当する場合 | 三年 |
| 九 合 讨議の結果 | 第三年 |
| 二 使用者は、有期労働契約の締結の際には、労働者に対し、次に掲げる事項を書面により明示しなければならない。 | |
| 一 有期労働契約の期間 | |
| 二 有期労働契約の期間の定めをする理由 | |
| 三 有期労働契約の期間の満了後における当該有期労働契約に係る更新の可能性の有無 | |
| 四 前号において有期労働契約を更新する可能性があるときは、当該有期労働契約を更新する場合又はしない場合の判断をするための基準 | |
| 五 その他厚生労働省令で定める事項 | |
| 三 第一項各号に該当しない労働契約又は前項の書面の明示のない労働契約は、期間の定めのない労働契約とみなす。 | |
| 4 第一項各号に定める期間を超える期間を定めた有期労働契約の期間は、当該各号に定める期 | |

| | |
|---|--|
| (差別的取扱いの禁止) | 間とみなす。 |
| 第十六条の三 使用者は、有期労働契約を締結している労働者又は短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する短時間労働者をいう。)の賃金その他の労働条件について、合理的な理由がある場合でなければ、通常の労働者と差別的取扱いをしてはならない。 | 第四章中第十七条の次に次の三条を加える。 |
| (契約期間中の退職) | 第十七条の二 一年を超える有期労働契約を締結した労働者は、民法明治二十九年法律第八十九号(第六百二十八條の規定にかかわらず、当た日以後においては、二週間前までに使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができます。 |
| 二 有期労働契約の期間の定めをする理由 | 第十七条の三 使用者は、有期労働契約について、その有期労働契約により労働者を使用する目的に照らして、必要以上に短い期間を定める |
| 三 有期労働契約の期間の満了後における当該有期労働契約に係る更新の可能性の有無 | ことにより、その有期労働契約を反復して更新することのないよう配慮しなければならない。 |
| 四 前号において有期労働契約を更新する可能性があるときは、当該有期労働契約を更新する場合又はしない場合の判断をするための基準 | (雇止めの制限等) |

| | |
|--|--|
| 第十七条の四 第十六条の二第二項の規定により更新の可能性を明示された有期労働契約を締結している労働者が、当該有期労働契約の更新を希望した場合においては、使用者は、当該労働者に係る從前の有期労働契約の更新の回数、継続的に勤務をしている期間その他の事情に照ら | して、当該有期労働契約を更新しないこととすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相當であると認められない場合は、更新を拒んではならない。 |
| 二 有期労働契約の期間の定めをするとき、当該労働者に対し、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて更新しないこととする場合においては、この限りでない。 | 第三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 |
| 三 前項の予告の日数は、一日について平均賃金(労働基準法第十二条の平均賃金をいう。)を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。 | 第三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 |
| 四 第一項に規定する有期労働契約が更新されなかつた場合において、労働者が更新されなかつた理由について証明書を請求したときは、使用者は、七日以内にこれを交付しなければならない。 | 第一条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) |

| | | | |
|-------------------|---|--|--|
| 第五条第一項の規定による賛成者氏名 | 足立 信也君 青木 愛君 家西 悟君 石井 一君 犬塚 直史君 岩本 司君 | 日程第一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) | 施行する。 (経過措置) |
| 第六条第一項の規定による賛成者氏名 | 尾立 源幸君 小川 勝也君 小川 敏夫君 大石 尚子君 大河原雅子君 大久保潔重君 | 日程第二 國家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) | 第二条 この法律による改正後の労働契約法第十一条の二、第十七条の二及び第十七条の四の規定は、この法律の施行後に締結される期間の定めのある労働契約について適用し、この法律の施行前に締結された期間の定めのある労働契約については、なお従前の例による。 |
| 第七条第一項の規定による賛成者氏名 | 植松恵美子君 梅村 聰君 | 日程第三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 | 六条の二、第十七条の二及び第十七条の四の規定は、この法律の施行後に締結される期間の定めのある労働契約について適用し、この法律の施行前に締結された期間の定めのある労働契約については、なお従前の例による。 |
| 第八条第一項の規定による賛成者氏名 | 大島九州男君 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から | |
| 第九条第一項の規定による賛成者氏名 | 大塚 耕平君 | | |

平成二十年十二月十九日

參議院會議錄第十四号

投票者氏名

| | |
|---------|--------|
| �冈崎トミ子君 | 加藤 敏幸君 |
| 金子 恵美君 | 亀井亜紀子君 |
| 喜納 昌吉君 | 川合 孝典君 |
| 工藤堅太郎君 | 川崎 稔君 |
| 小林 正夫君 | 喜納 昌吉君 |
| 輿石 東君 | 工藤堅太郎君 |
| 佐藤 公治君 | 小林 正夫君 |
| 櫻井 充君 | 輿石 東君 |
| 芝 博一君 | 佐藤 公治君 |
| 下田 敦子君 | 櫻井 充君 |
| 鈴木 陽悦君 | 芝 博一君 |
| 田名部匡省君 | 下田 敦子君 |
| 高橋 千秋君 | 鈴木 陽悦君 |
| 谷 博之君 | 田名部匡省君 |
| 千葉 景子君 | 高橋 千秋君 |
| 津田弥太郎君 | 谷 博之君 |
| 外山 斎君 | 千葉 景子君 |
| 轟木 利治君 | 津田弥太郎君 |
| 内藤 聰朗君 | 外山 斎君 |
| 中谷 智司君 | 轟木 利治君 |
| 長浜 博行君 | 内藤 聰朗君 |
| 羽田雄一郎君 | 中谷 智司君 |
| 姫井由美子君 | 長浜 博行君 |
| 平野 達男君 | 羽田雄一郎君 |
| 白 真勲君 | 平野 達男君 |

| | | | | |
|-----|------|--------|--------|-----|
| 加賀谷 | 健君 | 神本美恵子君 | 風間 | 直樹君 |
| 木俣 | 郁夫君 | 亀井 | 義博君 | 川上 |
| 北澤 | 俊美君 | 郡司 | 彰君 | 木俣 |
| 行田 | 邦子君 | 今野 | 東君 | 北澤 |
| 主濱 | 了君 | 佐藤 | 泰介君 | 行田 |
| 鈴木 | 寛君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 主濱 |
| 田中 | 康夫君 | 佐藤 | 泰介君 | 鈴木 |
| 高嶋 | 良允君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 田中 |
| 武内 | 則男君 | 佐藤 | 泰介君 | 高嶋 |
| 谷岡 | 郁子君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 武内 |
| 辻 | 泰弘君 | 佐藤 | 泰介君 | 谷岡 |
| 徳永 | 久志君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 辻 |
| 富岡 | 由紀夫君 | 佐藤 | 泰介君 | 徳永 |
| 那谷屋 | 正義君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 富岡 |
| 西岡 | 武夫君 | 佐藤 | 泰介君 | 那谷屋 |
| 長谷川 | 憲正君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 西岡 |
| 平山 | 幸司君 | 佐藤 | 泰介君 | 長谷川 |
| 林 | 久美子君 | 自見庄三郎君 | 島田智哉子君 | 平山 |
| 平田 | 健二君 | 佐藤 | 泰介君 | 林 |

| | |
|---------|--------|
| 廣中和歌子君 | 藤末 健三君 |
| 藤谷 | 光信君 |
| 藤原 | 正司君 |
| 舟山 | 康江君 |
| 前田 | 武志君 |
| 増子 | 輝彦君 |
| 松浦 | 大悟君 |
| 水戸 | 信夫君 |
| 峰崎 | 将史君 |
| 森 | ゆうこ君 |
| 篠瀬 | 進君 |
| 山根 | 隆治君 |
| 吉川 | 沙織君 |
| 柳田 | 舫君 |
| 柳田 | 稔君 |
| 青木 | 幹雄君 |
| 蓮 | 勝人君 |
| 浅野 | 準一君 |
| 石井 | 信也君 |
| 市川 | 一朗君 |
| 岩永 | 浩美君 |
| 泉 | 秀久君 |
| 尾辻 | 広君 |
| 岡田 | 加治屋義人君 |
| 岸 | 宏一君 |
| 河合 | 常則君 |
| 神取 | 忍君 |
| 小泉 | 昭男君 |
| 北川イッセイ君 | |

| | | |
|--------|-------|-----|
| 坂本由紀子君 | 佐藤 鴻池 | 祥肇君 |
| 島尻安伊子君 | 信秋君 | |
| 鈴木 政二君 | | |
| 関口 昌一君 | | |
| 伊達 忠一君 | | |
| 塚田 一郎君 | | |
| 中川 雅治君 | | |
| 中曾根弘文君 | | |
| 中山 恭子君 | | |
| 西島 英利君 | | |
| 野村 哲郎君 | | |
| 長谷川大紋君 | | |
| 林 芳正君 | | |
| 古川 俊治君 | | |
| 舛添 要一君 | | |
| 松村 祥史君 | | |
| 松山 政司君 | | |
| 丸山 和也君 | | |
| 溝手 顕正君 | | |
| 矢野 哲朗君 | | |
| 山崎 正昭君 | | |
| 山谷えり子君 | | |
| 山本 順三君 | | |
| 吉村剛太郎君 | | |
| 若林 正俊君 | | |
| 荒木 清寛君 | | |
| 浮島とも子君 | | |
| 風間 祖君 | | |
| 木庭健太郎君 | | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|--------|--------|
| 澤 | 草川 | 加藤 | 魚住裕 | 義家 | 弘介君 | 正久君 | 佐藤 | 昭郎君 |
| 雄一君 | 昭三君 | 修一君 | 雅史君 | 脇 | 弘介君 | 一保君 | 椎名 | 佐藤 |
| | | | | | | 信介君 | 未松 | |
| | | | | | | 庸介君 | 中川 | 世耕 |
| | | | | | | 義雄君 | 中村 | 弘成君 |
| | | | | | | 博彦君 | 二之湯 | 田村耕太郎君 |
| | | | | | | | 智君 | 谷川 |
| | | | | | | | 西田 | 秀善君 |
| | | | | | | | 昌司君 | 鶴保 |
| | | | | | | | 南野知恵子君 | 中川 |
| | | | | | | | 橋本 | 聖子君 |
| | | | | | | | 藤井 | 孝男君 |
| | | | | | | | 牧野たかお君 | 松田 |
| | | | | | | | 岩夫君 | 松村 |
| | | | | | | | 龍二君 | 丸川 |
| | | | | | | | 珠代君 | 水落 |
| | | | | | | | 敏栄君 | 森 |
| | | | | | | | まさご君 | 山内 |
| | | | | | | | 俊夫君 | 吉田 |
| | | | | | | | 一大君 | 山本 |
| | | | | | | | 博美君 | 田村耕太郎君 |

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十九日

參議院會議錄第十四号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十九日

參議院會議錄第十四号

投票者氏名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 石井 一君 | 犬塚 直史君 | 植松恵美子君 | 小川 勝也君 | 尾立 源幸君 | 大石 正光君 | 大久保 勉君 | 大島九州男君 | 岡崎トミ子君 | 加藤 敏幸君 | 金子 恵美君 | 龟井亜紀子君 | 川合 孝典君 | 工藤堅太郎君 | 小林 正夫君 | 奥石 東君 | 芝 博一君 | 下田 敦子君 | 鈴木 陽悦君 | 千葉 景子君 | 高橋 千秋君 | 谷 博之君 | 外山 斎君 | 津田弥太郎君 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 一川 保夫君 | 岩本 司君 | 梅村 聰君 | 小川 敏夫君 | 大石 尚子君 | 大河原雅子君 | 大久保潔重君 | 大塚 耕平君 | 加賀谷 健君 | 風間 直樹君 | 姫井由美子君 | 平野 達男君 | 白 眞勲君 | 長浜 博行君 | 羽田雄一郎君 | 中谷 智司君 | 西岡 武夫君 | 長谷川憲正君 | 平田 健二君 | 林 久美子君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 轟木 利治君 | 友近 聰朗君 | 内藤 正光君 | 中谷 智司君 | 西岡 武夫君 | 長谷川憲正君 | 平田 健二君 | 林 久美子君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 磯崎 陽輔君 | 岩城 光英君 | 衛藤 晟一君 | 岡田 直樹君 | 荻原 健司君 | 岡田 直樹君 | 加納 時男君 | 岡田 直樹君 | 萩原 健司君 | 岡田 直樹君 | 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山本 俊男君 | 山本 俊男君 | 山本 一太君 | 山本 一太君 | 山本 清寛君 | 浮島とも子君 | 荒木 清寛君 | 矢野 哲朗君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 富岡由紀夫君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 市川 一朗君 | 岩永 浩美君 | 尾辻 秀久君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 | 西岡 正行君 | 中村 哲治君 | 岡田 広君 | 那谷屋正義君 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 森 まさこ君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 森 まさこ君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 山内 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 矢野 哲朗君 | 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君 | 山本 順三君 | 矢野 哲朗君 | 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君 | 山本 順三君 | 矢野 哲朗君 | 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君 | 山本 順三君 | 矢野 哲朗君 | 吉田 博美君 | 吉村剛太郎君 | 若林 正俊君 | 山本 順三君 | 矢野 哲朗君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

反対者氏名

○名

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 田中 直紀君 | 川田 龍平君 | 渡辺 秀央君 | 山内 德信君 | 大門実紀史君 | 山下 芳生君 | 紙 智子君 | 大江 康弘君 | 渕上 貞雄君 | 山内 德信君 | 大門実紀史君 | 山下 芳生君 | 紙 智子君 | 大江 康弘君 | 渕上 貞雄君 | 山内 德信君 | 大門実紀史君 | 山下 芳生君 | 紙 智子君 | 大江 康弘君 | 渕上 貞雄君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|

官 報 (号 外)

| | |
|---|--------------------------------------|
| 日程第六 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | |
| 日程第七 派遣労働者等の解雇の防止に関する緊急措置法案(小林正夫君外七名発議) | |
| 日程第八 雇用保険法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | |
| 日程第九 期間の定めのある労働契約の規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(小林正夫君外七名発議) | |
| 賛成者氏名 | |
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 青木 愛君 | 浅尾慶二郎君 |
| 家西 悟君 | 池口 修次君 |
| 石井 一君 | 一川 保夫君 |
| 犬塚 直史君 | 岩本 司君 |
| 植松恵美子君 | 梅村 聰君 |
| 小川 勝也君 | 小川 敏夫君 |
| 尾立 源幸君 | 大石 尚子君 |
| 大石 正光君 | 大河原雅子君 |
| 大久保 勉君 | 大久保潔重君 |
| 大島九州男君 | 大塚 耕平君 |
| 岡崎トミ子君 | 加賀谷 健君 |
| 加藤 敏幸君 | 風間 直樹君 |
| 金子 恵美君 | 神本美恵子君 |
| 亀井亜紀子君 | 亀井 郁夫君 |
| 川合 孝典君 | 川上 義博君 |
| 喜納 昌吉君 | 木俣 佳丈君 |
| 工藤堅太郎君 | 北澤 俊美君 |
| 小林 正夫君 | 行田 邦子君 |
| 一三二一名 | |
| 奥石 東君 | 今野 東君 |
| 佐藤 公治君 | 水岡 俊一君 |
| 櫻井 充君 | 峰崎 直樹君 |
| 芝 博一君 | 森田 高君 |
| 下田 敦子君 | 室井 邦彦君 |
| 鈴木 陽悦君 | 柳澤 光美君 |
| 田名部匡省君 | 主濱 了君 |
| 高橋 千秋君 | 柳田 稔君 |
| 谷 博之君 | 吉川 隆治君 |
| 千葉 景子君 | 蓮 沙織君 |
| 津田弥太郎君 | 市田 忠義君 |
| 外山 斎君 | 井上 哲士君 |
| 轟木 利治君 | 紙 智子君 |
| 友近 聰朗君 | 大門実紀史君 |
| 内藤 正光君 | 仁比 晃君 |
| 中谷 智司君 | 山下 芳生君 |
| 長浜 博行君 | 近藤 正道君 |
| 羽田雄一郎君 | 渕上 貞雄君 |
| 白 真勲君 | 又市 征治君 |
| 姫井由美子君 | 山内 德信君 |
| 平野 達男君 | 川田 龍平君 |
| 広田 一君 | 田中 直紀君 |
| 西岡 武夫君 | 山下 芳生君 |
| 長谷川憲正君 | 近藤 正道君 |
| 林 久美子君 | 渕上 貞雄君 |
| 平田 健二君 | 又市 征治君 |
| 平山 幸司君 | 山内 德信君 |
| 平中和歌子君 | 川田 龍平君 |
| 藤末 健三君 | 田中 直紀君 |
| 藤末 健三君 | 仁比 晃君 |
| 藤末 健三君 | 近藤 正道君 |
| 藤末 健三君 | 渕上 貞雄君 |
| 藤末 健三君 | 又市 征治君 |
| 藤末 健三君 | 山内 德信君 |
| 藤末 健三君 | 川田 龍平君 |
| 藤末 健三君 | 田中 直紀君 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | ○名 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | 反対者氏名 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | 景気後退に伴うホームレス対策に関する質問主意書 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | 平成二十年十二月三日 |
| 参議院議長 江田 五月殿 | 平成二十年十二月三日 |
| 内閣総理大臣 麻生 太郎 | 参議院議長 江田 五月殿 |
| ムレス対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 | 参議院議員藤末健三君提出景気後退に伴うホーメンレス対策に関する質問主意書 |
| 景気が後退しつつあり、輸出型製造業を中心に入社する。 | 景気後退に伴うホームレス対策に関する質問主意書 |
| 非正規雇用社員の削減が進んでいる。中には会社 | 景気後退に伴うホームレス対策に関する質問主意書 |

参議院議員藤末健三君提出景気後退に伴う

ホームレス対策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省においては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)第十四条に基づき、平成二十年一月にホームレスの実態に関する全国調査を実施したところであるが、当該調査の結果によると、ホームレスの数は、平成十九年一月に実施した調査と比較して二千五百四十六人少ない一万六千十八人となっている。

平成二十一年一月にも平成二十年一月と同様の調査を実施する予定であり、これらの調査結果も踏まえ、必要に応じ、新たなホームレス対策について検討してまいりたい。

藤末 健三

平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月三日

参議院議長 江田 五月殿

平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書

平成二十年度の補正予算による緊急保証枠六兆円の執行については、本年十月三十一日から十一月二十六日までの実績は、相談数五万五千五百十

八件、承諾数二万一千六百十二件、金額五千五百十五億円と営業日数で平均三百億円／日であつた。

一方、信用枠の提供額は増えており、十一月末には一日当たり一千億円の保証枠を提供している

状況だと聞いている。これを踏まえて以下質問する。

一 このまま一日一千億円程度の信用枠を提供した場合に現在の緊急保証枠はいつごろに使い切るのか。政府の見解を示されたい。

二 また、保証枠の提供額が今度とも急激に増える可能性はないのか。その場合、いつまで現状の枠で対応できると政府は予想しているのか。明確な政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月四日

谷岡 郁子

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出平成二十年度補正予算による緊急保証枠を使い切る期日に

及ぼす影響に対する答弁書

安心実現のための緊急総合対策(平成二十年度の補正予算による緊急保証枠六兆円の執行)に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合意(同会議決定)において導入された原材料価格高騰対応等緊急保証制度の事業規模は、現時点で六兆円であるが、同制度に基づく全国の信用保証協会による保証の承諾金額の累計(以下「累計承諾額」という。)は、平成二十年十二月九日現在で一兆五千億円となっている。

一方、義務教育諸学校教科用図書検定基準および高等学校教科用図書検定基準には、いわゆる近隣諸国条項があり、近現代史に関する国際理解により、累計承諾額が急激に増加する可能性もないわけではないが、その場合でも、平成二十年末までに累計承諾額が六兆円に達することはない見込んでいる。

他方、年度末に中小企業者の資金需要が高まる一般的な傾向を踏まえれば、平成二十年度末を待すことなく、累計承諾額が六兆円に達する可能性がある。

がが。

二 二〇〇七年三月、二〇〇八年度から使用する高等学校教科用図書について、沖縄戦における集団自決での日本軍の強制・誘導・関与に関する記述の削除を要求する検定意見が公表された

が、この意見は近隣諸国条項の趣旨に反する内容であり、事実、中国・韓国も抗議を行つている。この検定作業と同じ時期に、大阪地裁でわゆる沖縄ノート裁判が行われているが、この裁判における原告の提訴動機は「本件各書籍や高等学校の歴史教科書(平成一七年度検定)等の公の書物に、集団自決が日本軍の命令により強制されたかのごとく記載されているのを放置できないという点などにあるとされ、集団自決の歴史を正しく伝えていくことが本件訴訟の目的である」(控訴審判決文より)とされる。この裁判と教科用図書検定作業の時期は符合しており、また裁判での原告の要求に合わせるよう

しかし、一六八国会の文教科学委員会質問でも指摘したとおり、昨今の教科書検定においては、歴史に関する記述のブレには著しいものがある。

一及び二について

歴史に関する記述のブレには著しいものがある。

一 義務教育諸学校教科用図書検定基準および高

等学校教科用図書検定基準には、いわゆる近隣

諸国条項があり、近現代史に関する国際理解

と国際協調の見地から配慮を行つよう定めて

いる。この条項を含む現行の基準はいずれも一

九九年に定められたものであるが、現政権は

この条項をどのように認識しているのか。また

この条項は堅持していくものと考えるが、いか

がか。

二 二〇〇七年三月、二〇〇八年度から使用する

高等学校教科用図書について、沖縄戦における

集団自決での日本軍の強制・誘導・関与に関する

記述の削除を要求する検定意見が公表された

が、この意見は近隣諸国条項の趣旨に反する内

容であり、事実、中国・韓国も抗議を行つてい

る。この検定作業と同じ時期に、大阪地裁でい

わゆる沖縄ノート裁判が行われているが、この

裁判における原告の提訴動機は「本件各書籍や

高等学校の歴史教科書(平成一七年度検定)等の

公の書物に、集団自決が日本軍の命令により強

制されたかのごとく記載されているのを放置で

きないという点などにあるとされ、集団自決の

歴史を正しく伝えていくことが本件訴訟の目的

である」(控訴審判決文より)とされる。この裁

判と教科用図書検定作業の時期は符合してお

り、また裁判での原告の要求に合わせるよう

かたちで、それまでは出されなかつた沖縄戦に関する検定意見が出された。このことに教科書検定に対する重大な疑義を感じざるを得ない。

裁判が始まつたというだけで検定のモノサシを変えたことは時期尚早ではないか。また高裁までの判決における被告無罪という結論をふまえて、政府は現在どう判断しているのか。

国連人権委員会は、本年一〇月、自由権規約に関する最終の対日審査報告書を公表しているが、その二二項では従軍慰安婦の問題を挙げている。その中には、「慰安婦」問題への言及を含む歴史教科書が「ほとんどないこと」への懸念と、「」の問題に関して生徒と一般の公衆に対して「教育しなければならない」という勧告が含まれている。この勧告に従うなら、今後の歴史教育のあり方、教科書検定のあり方を見直す必要があることになる。しかし、二〇〇六年から使用されている中学校用教科書には慰安婦について記述したものが一冊もないなど、慰安婦の問題を扱う教科書は減少している。この減少に対する見解と、今後の政府の対応について問う。

右質問する。

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員谷岡郁子君提出歴史教科書との検定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す。

参議院議員谷岡郁子君提出歴史教科書との検定に関する質問に対する答弁書

一について

義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第十五号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成十一年文部省告示第九十六号）には、「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること」とされており、文部科学省としては、今後とも、これら

の教科用図書検定基準等に従つて、教科用図書検定調査審議会の調査審議に基づき、適切に教科用図書の検定が行われるべきものと考える。

二について

御指摘の検定意見は、沖縄における集団自決について、最近の著書等で軍の命令の有無が明確ではないという内容の記述があること等を総合的に勘案して、教科用図書検定調査審議会の調査審議に基づき付されたものであり、御指摘の訴訟が提起されていることを直接の根拠とするものではない。

なお、御指摘の判決は、私人間の係属中の訴訟に係るものであることから、文部科学省として当該判決の内容について見解を述べることは差し控えたい。

三について

我が国の教科用図書検定制度は、申請された図書について、教科用図書検定調査審議会の審議に基づき、文部科学大臣が教科用図書として

取り上げ、それをどのように記述するかは、当該図書の著作者等の判断にゆだねられている。いずれにせよ、慰安婦の問題についての政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。

大学生の年金保険料負担に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月四日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

ことによつて、将来の貧困の可能性を防ごうとう制度である。であるならば、基本的に収入のない大学生に保険料納付を義務づけることは、年金制度の趣旨と目的からして齟齬をきたすものであると考えられる。

国は、大学生に経済的負担を強いるよりも、勉学に集中できる条件を整え、卒業後に納税者および社会保険の被保険者として、国やその社会保障制度を支えることを求めるべきであろう。そのため、長期的な視野に立つて年金をはじめとした社会保障制度の負担をきめ細かく検討することが、防貧のみならず、我が国の成長戦略にもなりうると考えられる。

よつて以下質問する。

一 現行の年金制度では、同一世帯内で扶養されている配偶者は三号被保険者として扱われている。しかし、二〇歳以上の大学生は一号被保険者として扱われている。一号被保険者は、本来は農林水産業従事者や自営業者などを想定している。現行の年金制度が世帯を単位としているなら、基本的に収入がなく親に扶養されている大学生は、配偶者と同じく三号被保険者として扱われるべきである。そもそも、大学生の親は、既に所得に応じて保険料を支払つておらず、所得に応じた保険料に加え、子である大学生の保険料を支払うことは、年金保険料の二重払いの疑いがある。親に扶養されている大学生がなぜ、一号被保険者として扱われるのか、親が保険料を支払う場合に二重払いにならないのか、説明されたい。

二 現行の年金保険料免除制度では、大学生は対象となつていない。しかし、平成一八年度の学

济力のある時に保険料というかたちで蓄えておく限り、教科用図書で具体的にどのような事象を

官 報 (号 外)

生活調査によると、アルバイトなど大学生本人の就労による収入は平均三三万円であり、保険料免除制度において単身者が全額免除となる所得基準額の五七万円を大きく下回っている。大学生をあくまで一号被保険者とするならば、本人収入によって保険料を設定すべきであるが、その場合多くの大学生は収入が全額免除基準額を下回ると予想される。大学生を年金保険料免除制度の対象としない理由について説明されたい。

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員谷岡郁子君提出大学生の年金保険料負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

二)について
学生納付特例制度の対象となる者の所得の基準については、同世代の一般の被保険者との均衡を図る観点から、保険料の半額を免除する場合の基準と同一の基準とされているが、当該免除基準は、家計調査の結果をもとに算出した基礎的消費支出の水準等を踏まえて設定されているものである。

〇万円を超える。大学生の七割以上が私立大学に通っていることから、大学生の子どもを持つ多くの世帯は、この負担により家計を圧迫されてしまい、勉学や課外活動を犠牲にして、授業料や家計の足しにするためにアルバイトをせざるを得ない大学生も多い。景気動向で次の社会を担う若者が大学で学ぶ機会を奪つてしまふことは、長期的に見ると大きな社会的損失である。O E C D 諸国の中では、国立大学が無償の国も多く、無償でない国でも授業料は大抵日本円で一〇万円以内に抑えられており、景気動向にかかわらず、大学生が勉学に励む条件が整えられていると言える。その背景には、国を挙げて次の社会を担う世代を育てて

また、「就職氷河期」と呼ばれた一九九〇年代後半に大学を卒業した者の中には、今なお派遣労働など不安定な環境に置かれている者も多く、この世代の雇用と所得の不安定さは少子化の一因ともなっている。

金融不況の大学生に与える影響に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十二月四日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

金融不況の大学生に与える影響に関する質問
主意書

今年に入つてから世紀的な金融不況は、日本経済にも多大な影響を与えており、大学においても就職内定の取消しによつて非正規雇用労働者が

自立して大学に通っている場合、特に私立大学に通学している場合は、基準額一一八万円以内で学費と生活費を工面することはきわめて困難であると考えられる。政府は、この一一八万円という基準額をどのような条件によって算出したのか、データを示して説明されたい。また、この学生納付特例制度はどのような状況にある学生を想定しているのかについても明確に示されたい。

一般に、大学生については、就学期間が比較的短期であり、また、所得は極めて少ないものの卒業後に相応の所得を得る可能性が高いと考えられ、このような大学生の特性は、一般的な低所得者の特性とは異なるものであることがら、大学生を保険料免除制度の対象としている

えずには退学する学生が現在よりもさらに増大するという懸念がある。

そもそも、今日の大学の授業料は旧国立大学や公立大学でも年間五〇万円を超えて、私立大学においては、授業料だけで平均年八〇万円、施設費など授業料以外の支払い費用を含めると平均で一〇

卷之三

常に重要である。一方で、スポーツや文化活動に参加することも人間力形成の一環であり、これを支援・推進することは高等教育行政の課題のひとつと考える。学生がスポーツ・文化活動に取り組むことができる時間や環境の確保についての政府の認識と、またそれに関する政府の役割についての見解を問う。

三 二〇〇六年度の学生生活調査の結果を見る
と、星間部大学生の収入は同年度で約二二〇万円だが、うち親からの仕送りが約七割であり、親が大学生一人当たり年間約一五〇万円を負担している。大学生の子どもが二人、三人といふ場合は親に多大な負担がかかることになるため、この高等教育の費用負担は少子化の一因になつてゐると考えられる。また、学生本人のアルバイト収入は年平均三三万円程度であり、月で割ると三万円程度であるが、月三万円のアルバイト収入を得るために三〇～四〇時間程度の労働が必要になると計算できる。つまり、一人の学生が一年間、大学生活を送るために、親は家計から約一五〇万円を負担し、なおかつ学生本人も月三〇～四〇時間の労働が必要であることを示している。この結果から、学生生活を営む上では、現在の大学生やその親の家計に多大な負担がかかっていると考えることができます。また、こうした費用負担のため、学生は勉学やその他必要な活動にかかわる時間も削減せざるを得なくなつていている。政府は、このような大学生及び親の家計に対する負担について、多いと考えているのか、妥当な水準と考えているのか、考え方を示されたい。また、大学生

が平均して、月三〇～四〇時間の労働を行つていることについても、見解を問う。

参議院議員谷岡郁子君提出金融不況の大学生に与える影響に関する質問に対する答弁書

一について

　大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を展開させることを目的とする教育機関であり、文部科学省としては、大学において学生が学ぶことは、学生個人及び社会全体にとって有意義であると考えている。

二及び四について

　文部科学省としては、学生生活において、学生が勉学のみならず、スポーツ活動や文化活動に参加することは有意義であると考えているが、まずは、教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学の機会が失われることがないようにすることが優先的な課題であると考えており、そのための奨学金事業等を推進している。

三について

　文部科学省としては、我が国の高等教育段階では、家計負担を中心とした私費負担が大きいと考えており、教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学の機会が失われることがないよう、奨学金事業等を推進している。

五について

　御指摘の「留学生三〇万人計画」は、我が国を世界により開かれた国とともに、我が国の大企業等の国際化や国際競争力の強化、活力あ

る経済社会の構築等を図ることを目的としており、日本人学生への支援の充実とあわせて、重要な施策であると考えている。

に新規学卒者の支援を行なうことは、緊急かつ不可欠なことである。

よつて以下質問する。

一 一一月二八日に厚生労働省が発表した新規学卒者の内定取消し三三二人という数値は、冰山の一角と思われるが、いかなる調査でこの数値を把握したのか、調査方法を説明されたい。また、新規学卒者全体のうち内定取消し総数がどの程度になると見込んでいるのか、現時点での調査結果に基づく推計を示されたい。

二 内定取消しとなつた学生に対する支援策について、厚生労働省は、ハローワークでの相談窓口の設置、企業への「新規学校卒業者の採用に関する指針」の周知徹底をあげているが、これらの対応で十分とは思われない。政府としてはこれら対応策での程度の効果を見込んでいるのか。また、一二月三日の新聞報道によると厚生労働省はさらなる対応策を検討しているとされるが、一一月二八日に発表した対策以外に検討している対応策があれば、具体的に示されたい。

三 内定を取り消された新規学卒者への支援は、労働行政における職業斡旋だけではない。もし来春までに職を得ることができなかつた場合を想定して、厚生行政や教育行政における年金など失業中の負担軽減を図る施策を行うことで、少しでも将来的な不安を取り除くことができると考えるが、政府の見解を問う。

右質問する。

平成二十年十二月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出金融不況に対応する大学生の就職支援策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出金融不況に対応する大学生の就職支援策に関する質問に對する答弁書

一について

厚生労働省においては、事業主が職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第三十五条第二項に基づき公共職業安定所等に対して行つた通知の内容を確認するとともに、公共職業安定所が大学等に問い合わせることにより、平成二十一年三月に学校卒業予定で採用内定を取り消された者及びその検討対象となつている者を調査したところであり、御指摘の数値は、平成二十一年十一月二十五日現在での当該調査の結果である。

また、お尋ねの推計については、今後の経済状況等により事業主等の対応も異なつてくると考えられること等から、これまでの調査結果をもとに、これを行なうことは困難である。

厚生労働省としては、採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口の設置、「新規学校卒業者の採用に関する指針」(平成五年六月二十四日労働省発

等により、採用内定を取り消された大学生等の円滑な就職ができる限り促進されるよう努めてまいりたいと考えている。また、平成二十年十一月二十八日に発表した対策以外にも、平成

二十年十二月九日に取りまとめられた「新たに雇用対策について」に基づき、企業指導等の強化、採用内定を取り消された者への就職支援の強化等の措置を講ずることとしている。

十一月二十八日に発表した対策以外にも、平成

二十年十二月九日に取りまとめられた「新たに雇用対策について」に基づき、企業指導等の強化、採用内定を取り消された者への就職支援の強化等の措置を講ずることとしている。

三について

採用内定取消しの対象とされた新規学校卒業者については、これまで、国民年金の保険料の免除制度や若年者に対する納付猶予制度、独立行政法人日本学生支援機構等における奨学金の返還猶予制度等により、所得等に応じた負担軽減措置が講じられているところであり、今後とも、これらの負担軽減措置により必要な支援が図られるものと考える。

三について

法的拘束力を持たないこの指針を企業に守らせるために、政府は何らかの具体的の方策は用意しているのか、説明を求める。

二 法的拘束力を持たないこの指針を企業に守らせるために、政府は何らかの具体的の方策は用意しているのか、説明を求める。

三 指針では、採用内定取消しに関して、「①事業主は、採用内定を取り消さないものとする」とある。この点は雇用契約における労働者の権利のひとつとして考えるべきものと思われるが、政府の見解を問う。また、指針に明記されているにもかかわらず、内定取消しが行われた場合には、政府は具体的にどのように対応するのか説明されたい。

四 指針では、就職内定取消しとなつた学生からの補償要求に對して誠意を持つて対応することを明記している。しかし、このような補償を要求できることについては権利としては明確ではない。また、ほとんどの学生は補償要求について認識していない。政府としては、ここで言及している補償要求についてどのようなものを想定しているのか。また、この補償について、学生への周知徹底ならびに支援を行つてているのか説明されたい。

発表を行つた。その中で、「新規学校卒業者の採用に関する指針」(以下「指針」という。)の企業への採用に関する指針

用に關する指針

一層の周知を行うとしている。

この件について以下質問する。

一 指針は、法的拘束力はないと認識しているが、指針の中で述べている「採用に関する秩序を確立」することは雇用の面においても、教育の面においても非常に重要な課題である。よつて、労働法規として整備することも視野に検討すべきと考えるが、政府の見解を問う。

二 法的拘束力を持たないこの指針を企業に守らせるために、政府は何らかの具体的の方策は用意しているのか、説明を求める。

三 指針では、採用内定取消しに関して、「①事業主は、採用内定を取り消さないものとする」とある。この点は雇用契約における労働者の権利のひとつとして考えるべきものと思われるが、政府の見解を問う。また、指針に明記されているにもかかわらず、内定取消しが行われた場合には、政府は具体的にどのように対応するのか説明されたい。

四 指針では、就職内定取消しとなつた学生からの補償要求に對して誠意を持つて対応することを明記している。しかし、このような補償を要求できることについては権利としては明確ではない。また、ほとんどの学生は補償要求について認識していない。政府としては、ここで言及している補償要求についてどのようなものを想定しているのか。また、この補償について、学生への周知徹底ならびに支援を行つてているのか説明されたい。

五 採用内定取消しを予防するためには、今後の指針においては採用内定取消しを行つた企業名を公表するなど、企業に対する社会的ペナルティを課すべきではないか。政府の見解を問う。あわせて一二月三日の新聞報道では、悪質な内定取消しを行つた企業に対しては企業名の公表も検討していると報じられているが、この報道が事実であるのか確認したい。事実であるならば、「悪質な場合」の判断基準をどのように設定しようとしているのか説明されたい。

右質問する。

平成二十年十一月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出「新規学校卒業者の採用に関する指針」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出「新規学校卒業者の採用に関する指針」に関する質問に対

とは適当ではないと考えている。

二について

お尋ねについては、公共職業安定所におい

て、事業主等に対し、パンフレットの配付等により指針の内容を広く周知するとともに、必要に応じて、指針に基づき、適正な募集・採用計画を立案することや採用内定の取消し防止に努めることなどについて、指導を行つてあるところである。

三について

指針においては、採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、採用内定取消

しは労働契約の解除に相当し、解雇の場合と同

様、合理的理由がない場合には取消しが無効とされることについて、事業主は十分に留意するものとする旨を規定しているところである。

また、公共職業安定所においては、事業主に對し、できる限り採用内定取消しを行わないよう指導しているところであるが、それにもかか

わらず、やむを得ない事情により採用内定取消しが行われた場合においては、当該採用内定取消しを行つた事業主に対し、採用内定取消しの対象となつた学生及び生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うことなどについて、指導を行つてあるところである。

四について

御指摘の指針(以下「指針」という。)においては、事業主が採用内定取消しを行うとする場合には、公共職業安定所等へあらかじめ通知する

ことなど関係法令にも同内容のことが規定されている事項や、就職活動の無秩序化の防止などを、事業者間の協議に基づく自主的な取組にゆだねるべき事項など様々な性格を有する事項について定めており、これらを一律に法令で定めるこ

に応じて、御指摘の指針の内容についての説明を行つてあるところである。

五について

政府としては、採用内定取消し問題については、平成二十年十二月九日に取りまとめられた「新たな雇用対策について」に基づき、企業名の公表のほか、企業指導等の強化、採用内定を取り消された者への就職支援の強化等の措置を講ずることとしている。また、企業名の公表については、現在、具体的な内容の検討を行つてゐるところである。

指針においては、採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、採用内定取消しは労働契約の解除に相当し、解雇の場合と同様、合理的理由がない場合には取消しが無効とされることについて、事業主は十分に留意するものとする旨を規定しているところである。

また、公共職業安定所においては、事業主に對し、できる限り採用内定取消しを行わないよう指導しているところであるが、それにもかか

わらず、やむを得ない事情により採用内定取消

しが行われた場合においては、当該採用内定取消しを行つた事業主に対し、採用内定取消しの対象となつた学生及び生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うことなどについて、指導を行つてあるところである。

五について

障害の範囲見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十一月四日

参議院議長 江田 五月殿

谷 博之

一 腎臓病と認定され、当該疾患に起因して家庭内の普通の日常生活活動、若しくは社会での極めて温和な日常生活には支障がなく、それ以上上の活動は著しく制限される状態が一年以上継続していく、家事支援等のヘルパーによる支援が必要な六十四歳以下の方は、身体障害者手帳をもらうことができ、障害者自立支援法上のホームヘルプサービス等を利用できる一方で、

肝臓病に起因して同じような状態が一年以上継続していく、家事支援等のヘルパーによる支援が必要な六十四歳以下の方は、身体障害者手帳をもらうことができ、障害者自立支援法上のホームヘルプサービス等を利用できないのはなぜか。その理由を明確に示されたい。

二 ヒト免疫不全ウイルス(H-I-V)と認定され、職活動支援のための費用や慰謝料の支払の要求

といったものが想定される。また、公共職業安定所においては、採用内定取消しの対象となつた学生及び生徒から相談があつた場合に、必要

命、生活に直結する事項であり、最優先して見直すべき事項と考える。具体的には、発達障害、高次脳機能障害、難病等について障害の範囲に含めるべきであり、そのことは民主党障がい者政策推進議員連盟が十月二十九日に厚生労働大臣に対し申し入れを行つたところである。他のばらまき施策や、二重行政、天下り等の無駄をやめれば、発達障害、高次脳機能障害、難病等を障害の範囲に含めるために必要な予算は十分確保できるはずである。そこで以下、質問する。なお、同様の文言が並ぶ場合であつても、質問項目ごとに答弁されたい。

八度以上)が二か月以上続く、(4)一日に三回以上の泥状ないし水様下痢が月に七日以上ある、(5)一日に二回以上の嘔吐あるいは三十分以上の嘔氣が月に七日以上ある、(6)表二(省略)に示す日和見感染症の既往がある、(7)生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である、(8)軽作業を超える作業の回避が必要である、のいずれかの項目に該当する状態が一年以上継続して、かつ家事支援等のヘルパーによる支援が必要な六十四歳以下の方は、身体障害者手帳をもらうことができ、障害者自立支援法上のホームヘルプサービス等を利用できる一方、多発性硬化症、重症筋無力症、膠原病あるいは白血病に起因して同じように、右記(1)から(8)のいずれか一つに該当する状態が一年以上継続していく、家事支援等のヘルパーによる支援が必要な六十四歳以下の方は、身体障害者手帳をもらうことができ、障害者自立支援法上のホームヘルプサービス等を利用できないのはなぜか。四つの疾病ごとにそれぞれその理由を明確に示されたい。

三 実際には右記二で挙げた四つの疾病以外にも、いわゆる難病患者等で障害者自立支援法の対象となつておらず、必要な福祉サービスを受けられない方が全国に多数存在している。同じような障害を持ち、社会参加上の制限や介護等の福祉サービスの必要性が続いているにもかかわらず、その原因となつている疾病や発症している臓器の違いによって障害者自立支援法の対象とならないのはなぜか。その理由を明確に示されたい。

四 二〇〇七年九月二十八日に日本が署名し二〇〇八年五月三日に効力が発生した障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約(以下、「障害者権利条約」という)では、第一条に左記のように明記されている。

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。Disability(障害)のある人は、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的なImpairment(機能障害)を有する者であつて、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

そこで、以下の二点を問う。

1 この条文は、「Disability(障害)とは、環境との関係からとらえていくことが大切であり、同じように社会への完全かつ効果的な参加が妨げられている人について、原因となるImpairment(機能障害)の違いで一部の障害者を排除してはならず、すべての人を含めていく」とことを目的としていると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

2 我が国の身体障害者福祉法では、腎臓障害や心臓障害は身体障害者手帳の交付対象としないで、肝臓障害は対象から外している。また、H.I.V.は対象としていても、他の免疫性疾病や血液性の疾患を原因とする障害等は

対象外としており、臓器、疾病別で、認定項目がないために、対象とならない障害がある。このように深刻な差別がある身体障害者手帳の所持を、障害者自立支援法では入り口の要件としているので、同じように社会的制限が認められている人が、臓器、疾病別で対象から外されている現状にある。介護等の障害福祉サービスの必要性とは別の基準で、入り口で要件を課し、一部の障害を排除している現在の障害者自立支援法は、障害者権利条約の目的や理念、そして憲法第十四条の法の下の平等に反すると考えるがいかがか。仮に、障害者権利条約で規定する障害の範囲の趣旨に反していないとするならば、その理由を明確に示されたい。

厚生労働省は從来、風邪などの一時的な病気と、憎悪寛解を繰り返して社会生活上の制限が継続する多発性硬化症、重症筋無力症、膠原病などの難病との区別がつかないから、これらの難病を障害の範囲に含めることはできないと強弁してきた。しかしそれは、「介護給付費等の支給決定について」(平成十九年三月二十三日付け障害第〇三二三〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、及び左記の「市町村審査会委員マニアル」で示された期限を区切っての認定、医師の意見書等によつて区別が定義を廃止した場合、加齢により支援を要する人も障害福祉サービスの対象となつてしまふとされているが、六十五歳以上の高齢者及び四十歳以上の特定疾病患者のうち現行の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳の交付要件を満たしている方以外で、具体的にどのような人にどのような障害福祉サービスが支給されるおそれがあるのか。その懸念するところの対象像を明確に示されたい。

(1) 障害程度区分の認定の有効期間を定める場合
「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合において認定の有効期間(三年間)をより短く(三ヶ月以上で)設定するかどうかの検討を行います。

- ・身体上または精神上の障害の程度が六ヶ月～一年程度の間ににおいて変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設にかかる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合
- ・その他、審査会が特に必要と認める場合これらに該当する場合は、障害程度区分の再認定の具体的な期間を示し、市町村に報告します。(市町村審査会委員マニュアルより抜粋)

六 十一月二十一日に社会保障審議会障害者部会で示された「これまでの議論の整理(案)」(以下、「議論整理案」という)によると、障害者の定義を廃止した場合、加齢により支援を要する人も障害福祉サービスの対象となつてしまふとしているが、六十五歳以上の高齢者及び四十歳以上の特定疾病患者のうち現行の身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳の交付要件を満たしている方以外で、具体的にどのような人にどのような障害福祉サービスが支給されるおそれがあるのか。その懸念するところの対象像を明確に示されたい。

(号外)

官報

(老人保健健康増進等事業)で財団法人日本公衆衛生協会が実施した「新たな高齢者の心身の状態の評価指標の作成及び検証に係る事業」の一環として行われた「介護ニーズ評価に関する調査研究事業」によると、身体障害者手帳を持たない、六十四歳以下の多発性硬化症、重症筋無力症といった、特定疾病でない難病者に対して要介護度の判定を行ったところ、要介護の状態にあると認定された者が報告されている。身体障害者手帳を持たない、六十四歳以下の多発性硬化症、重症筋無力症の方々の中に、介護等の福祉サービスを必要としている者が存在することについて、政府の見解を明らかにされたい。

八 障害者自立支援法第四条において、障害程度区分とは「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義している。この障害程度区分認定は、要介護認定を基礎として準用しているため、要介護認定によって、要介護の状態にあると認定された者は、障害程度区分認定においても当然に介護等の必要性が認められる。障害者手帳を持たない難病者に対して要介護認定によって、要介護の状態にあると認定されたが、政府の見解を明らかにされたい。

九 現行の障害程度区分上、明らかに認定される状態にある多発性硬化症、重症筋無力症の人々が、なぜ障害福祉サービスの必要性を反映していなかったのか。障害者手帳保持といった別基準の要件により、障害者自立支援法上のサービスを利用できないのか。その理由を明確に示されたい。

十 精神障害については、精神障害者保健福祉手帳を所持していないなくても、継続的な通院医療を要する者であることや、現在病状が改善していく場合や病態像の総合的な判定により、障害者自立支援法による自立支援給付を受けることができるように精神障害者保健福祉手帳を所持しなければならないといった、障害者自立支援法上の入り口規制はされていない。また知的障害者についても同様に手帳要件による入り口規制はない。身体障害者にだけなぜ手帳所持と障害程度区分認定という二重の要件を求めていたのか。その理由を明確に示されたい。

十一 議論整理案では自立支援医療については障害程度区分のような客観的なニーズ判定手法がないとしている。しかし、自立支援医療の対象は動かなくなつた関節を再び動かせるようにする手術(関節形成術)、義肢の適合具合を良くする手術、慢性腎不全患者に対する血液透析療法や腎移植術等、障害を軽くしたり、回復させたりする更生の目的に則して、治療対象ごとに認定基準を設定しているのであって、ニーズ判定手法がないとは言えないのではないか。

十二 自立支援医療においては、今後も当然この治療対象ごとの認定基準を運用するものと思われるが、自立支援給付と訓練等給付においてのみ身体障害者手帳要件を外した場合、自立支援される場合、具体的にどのようなケースなのが想定されるが、その理由を明確に示されたい。

十三 訓練等給付については、各自治体において施設の定員に空きがあつたり、事業所が職員体制や事業規模等を勘案し受け可能であると判断した場合、身体障害者手帳を持たない者も利用できるようすれば、社会資源を有効に活用できると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十四 訓練等給付について、定員に対して応募が多い数あり、優先順位を決めねばならぬ場合、勘案事項の聞き取りや医師の意見書等により、優先順位を判断すればいいのではないか。身体障害者手帳を要件としないことに、問題があるとすれば、どのような問題があるのか明確に示されたい。

十五 議論整理案には、障害者自立支援法において身体障害者手帳を要件としないことになるなど様々な混乱が懸念されることがあるが、これは部会委員を務めるある自治体首長の意見などを基に、厚生労働省の事務局が「懸念される」と記述したと思われる。障害者自立支援法以外の交通機関の割引等のサービスについては、今までどおり身体障害者手帳を事務手続き上活用し続けるとして、実際自治体の現場でどのような困難や混乱が懸念されるのか、具体例を示して、政府の懸念の中身を明らかにされたい。自治体の懸念の中身については政府の承知しているところを説明されたい。

十六 難病患者等居宅生活支援事業については国の予算上、義務的経費でなく法律上の根拠がない。補助事業であり、かつ法律上自治体の実施義務がないため、実施していない自治体がある。その結果、同じ難病者でありながら、住んでいる場所によってサービスを受けられる人、受けられることができない人がおり、地域間格差を生んでいる。難病者はその状態が急変したり、進行するといった緊急性があるので、その緊急性等を勘案し、六十四歳以下で介護を必要としている難病者等であつて、身体障害者手帳の要件を外した障害者自立支援法の支給決定プロセスでその必要性が認められた人については、介護等の障害福祉サービスを、障害者自立支援法のサービス提供を行う事業所で、障害者とわけへだてなく受け取ることができるよう、障害者自立支援法の対象とすべきとの意見があるが、この意見に対する政府の見解を明らかにされたい。

十七 国分寺市が障害者福祉計画策定にあたり、家事支援などホームヘルプサービスの必要な量市内の難病手当を受給する人も含めて行つたアンケート全数調査(二〇〇四年度実施)によると、身体障害者手帳のない難病者において、家事支援などホームヘルプサービスの必要な量は週一日か二日、時間も一、二時間と少ないケースが多いことが結果として出ている。一人暮らしの人にに対する家事支援等は、体力的負担を軽減するだけでなく、見守りや孤立させないという重要な効果が期待される。高齢者は介護保険で対応し、難病患者等居宅生活支援事業等でも一部はすでに対応していることを勘案すれば、身体障害者手帳の要件を外しても、それほど多くの予算がかかるとは思えないが、政府は

官報 (号外)

件を外すことで、どれだけ予算が必要になると試算しているのか。

十八 議論整理案においては、身体障害者福祉法別表に該当することが確認できれば、障害者自立支援法のサービスの対象とすべきとの意見もあるとされているが、別表に該当するかしない

かは本人や家族が判断できない場合もあり、身体障害者手帳同様、入り口での規制とならないように注意する必要がある。そのためにも、障害福祉サービスを希望する人はだれでも申請はできるようにすべきと考えるがいかがか。

十九 自立支援給付と訓練等給付の最終的な支給決定は、機能障害の認定、及び、その機能障害を原因とする社会参加上の制約や活動障害が、現行の身体障害者手帳給付対象となる障害認定上の活動制限等と同程度と認められることに加えて、自治体による勘案事項などの聞き取り、そして申請者本人が自ら利用意向について発言できる専門家等との協議調整(ソーシャルワーク)を含むニーズ判定を行つて、その結果を踏まえてなされるべきと考えるがいかがか。これら以外にお要件を課す必要があると主張するのであれば、その理由と必要な要件を明確に示されたい。

二十 機能障害の認定、及び、その機能障害を原因とする社会参加上の制約や活動障害が、現行の身体障害者手帳給付対象となる障害認定上の活動制限等と同程度認められるかどうかについては、必要であれば自治体による勘案事項などについての聞き取りの結果等も参考にしながら、申請者の主治医、障害を認定する指定医、

更生相談所等において確認すべきと考えるが、いかがか。

二十一 衆参両院の附帯決議の第一番目に、「難病」と明記されているにもかかわらず、障害者部会に難病者の意見を代表する委員を委嘱しなかつた理由を明らかにされたい。

二十二 当事者の実質的な参画なくして障害者施策を進めるることは、障害者基本法や障害者権利条約の精神にも反し、現在の障害者部会の正統性にもかかわる重大な欠陥と考えるので、今からでも障害者部会に難病者の意見を代表する委員を補充するか、多様な難病者の意見を代表する団体から意見を十分に聴取すべきと考えるが、いかがか。

右質問する。

平成二十一年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷博之君提出障害の範囲見直しに関する質問に対する答弁書

一から三まで、九及び十について
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者に該当し、同法上、一定の要件を満たす場合には、障害福祉サービスを受給することができることとなつて

いる。

お尋ねの肝臓病、多発性硬化症、重症筋無力

症、膠原病、白血病その他の疾病を有する方にについても、身体障害者福祉法第四条に規定する

身体障害者に該当し、かつ、障害者自立支援法上の一定の要件を満たす場合には、障害福祉サービスを受給することができるものである。

四の一について
「障害者の権利に関する条約」(仮称)(以下「条約」という。)の目的は、その第一条第一文に規定されているが、同文に規定する「障害者」の概念については、条約前文^(e)において「障害が、

発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との相互作用である」(仮訳)とされていることを踏まえ、条約第一条第二文において、「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害をする者であつて、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」(仮訳)と規定されている。

四の2について

条約においては、「障害」又は「障害者」について定義されておらず、条約の実施に当たり、条約第一条の規定を踏まえつつ、いかなる範囲の者を「障害者」と位置付けて施策を講じるかについては、各国の判断にゆだねられていると考える。また、一から三まで、九及び十について述べたとおり、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者は、障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者に該当し、同法上、一定

の要件を満たす場合には、障害福祉サービスを受給することができることとなつていているところであり、このような取扱いが、条約の目的や理念、憲法第十四条に反するとは考えていない。

五について

市町村においては、期限を区切つて認定することとした場合であつても、医師の意見書等による程度のものであるか否かを具体的に判断することは困難であると考えており、お尋ねの他の条件についてもお答えすることは困難である。

六について

お尋ねについては、例えは、六十五歳以上の高齢者であつて、短期間の療養を要する方などを念頭に置いている。

七について

厚生労働省としては、御指摘のとおり、六十四歳以下の多発性硬化症、重症筋無力症の方々の中に、介護等の福祉サービスを必要としている方々がいることは承知しており、これらの方々のうち、障害者自立支援法に基づくサービスの対象とならない方々を対象として市町村が実施する難病患者等居宅生活支援事業に対する補助を行つてているところである。

八について
障害程度区分認定においては、要介護認定と同様の一次判定のほかに、障害程度区分認定独自の調査等を踏まえた二次判定を行うこととしており、要介護認定によつて要介護の状態になると認定された者であつても、必ずしも障害者

ての知見を聞く上で不適切ではないか。

5 前回答弁書によれば、委員名簿における各委員の所属等は「これらの専門分野に関する各委員の経歴のうち、委員の委嘱に当たって重視したものと記載している」ということだが、即ち国土交通省は委員の現職名を公表することを否定しないと解してよいか。

事業者である開発局だけでなく、ダム事業に関わるすべての利害関係者が委員の適格性を総合的に判断できるよう、また委員選任基準の透明性を高めるため、委員のすべての現職名、研究履歴を公表すべきではないか。

三 開発局事業を受注する国土交通省所管の公益法人について

1 前回答弁書で、専門家会議の辻井達一・座長を含む委員三名が国土交通省所管の五公益法人の役員を兼任している事実と当該公益法人の受注実績が初めて明らかになった。これまでの資料要求に対し、国土交通省が回答したのは北海道庁所管の公益法人と企業の一部であった。開発局と過去五年間に五十億円もの契約実績をもつ財團法人河川環境管理財团はじめとする五公益法人に委員が所属している事実を、国土交通省はなぜこれまで明らかにしなかつたか。

2 開発局は委員選任の際、座長らが国土交通省所管公益法人に所属する事実を確認しているのか。仮に確認していた場合、選任を見送ったか。

3 國土交通省所管の財團法人日本グラウンドワーク協会、社団法人北方圏センター、財團

法人水利科学研究所、財團法人河川環境管理

財團、社団法人河川ボンブ施設技術協会への

国土交通省からのいわゆる天下り、即ち国土

交通省離職職員の再就職について、氏名、年

齢、国土交通省における最終官職、離職年月

日、再就職法人における役職名、再就職年月

日、常勤、非常勤の別、人事院承認の有無を

各法人ごと、年度別に明らかにされたい(過去十年分)。

またそれら法人における理事長、理事らの

役員報酬年額、退職金額を常勤・非常勤の別に示されたい。

右質問する。

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員紙智子君提出サンルダム建設に係る

各種専門家に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年度 二百八十七件(うち随意契約

件数二百二十件) 約十三億三千三百万円

平成十八年度 二百七十七件(うち随意契約

件数二百二十八件) 約十三億三千四百二十万

円

平成十七年度 二百六十三件(うち随意契約

件数二百二十九件) 約十三億三千三百万円

また、御指摘の副座長に関するお尋ねについ

ては、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

二の3について

御指摘の「これまでの回答・答弁」について

は、前回答弁書(平成二十年十二月二日内閣参

質一七〇第九四号)一の5について述べたよ

うに、「これまでの回答・答弁」の時点において国土交通省で把握しており、かつ、個人情報保護の観点から支障のない限りにおいてお答えし

たものである。

三の3について

関係する資料の保存期間が経過しているもの

もあることから、お尋ねについて網羅的にお答

えすることは困難であるが、平成十六年度から

平成十八年度までの間に国土交通省の課長・企

画官相当職以上で退職し、御指摘の法人に再就

職した者の氏名、同省を退職した時点における

年齢及び官職、同省を退職した年月日、当該法

人における再就職時の役職及び常勤又は非常勤

の別並びに当該法人に再就職した年月日につい

金額」については、集計の作業が膨大であること及び関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、網羅的にお答えすることは困難であるが、現時点において同省で把握している限りでは、次のとおりである。

平成十五年度 二百二十六件(うち随意契約

件数百七十三件) 約八億三千三十七万円

平成十六年度 二百三十二件(うち随意契約

件数百七十六件) 約十一億九千四百八十一万

円

平成十七年度 二百六十三件(うち随意契約

件数二百二十件) 約十億六千九百二十三万円

平成十八年度 二百七十七件(うち随意契約

件数二百二十八件) 約十三億三千四百二十万

円

平成十九年度 二百八十七件(うち随意契約

件数二百二十九件) 約十三億三千三百万円

また、御指摘の副座長に関するお尋ねについ

ては、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

三の2について

国土交通省北海道開発局においては、専門家会議の委員の委嘱に当たって、委員を委嘱する

者各人が所属する同省所管の公益法人について、網羅的に把握していたわけではない。いず

れにしても、専門家会議の委員については、前回答弁書二の3及び4について述べたとおり、専門家会議の設置目的に沿って、適切な人選が行われたと認識している。

三の1について

御指摘の「資料要求」への回答については、専門家会議の各委員から提供を受けていた勤務先

の情報に基づいて行つたものである。

二の5について

専門家会議の設置目的に沿つて、適切な人選が行われたと認識している。

は、前回答弁書二の3及び4について述べた

とおり、専門家会議の設置目的に沿つて、適切な人選が行われたと認識している。

二の5について

専門家会議の委員に関する情報の開示につい

ては、前回答弁書四について述べたとおり、

その設置目的等を踏まえて、今後とも適切に行つてまいりたい。

て、現時点において同省で把握している限りにおいてお示しすると、各法人ごとにそれぞれ次のとおりである。なお、国家公務員の公益法人への再就職に当たっては、人事院の承認は不要とされている。

①財団法人日本グラウンドワーク協会

該当なし

②社団法人北方圏センター

該当なし

③財団法人水利科学研究所

該当なし

④財団法人河川環境管理財団

該当なし

平成十六年度 田村公一 五十五歳 近畿地方整備局猪名川総合開発工事事務所長 平成十六年七月一日 大阪事務所長 常勤 平成十六年八月一日

報であるため、答弁を差し控えたい。

相原正之 五十三歳 大臣官房付 平成十一年四月一日 事務局長 常勤 平成十六年四月二日

平成十七年度及び平成十八年度 該当なし

また、お尋ねの「理事長、理事らの役員報酬年額、退職金額」については、個人に関する情報

日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の安全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月五日 下田 敦子

参議院議長 江田 五月殿

下田 敦子

1 現在再処理工場の高レベル廃液貯槽に溜

まっている廃液量は何立方メートルか。それに含まれている放射能はチエルノブリ事故で放出された放射能量の何倍に相当するのか。

2 仮に電源喪失、冷却管破断等の事故により

高レベル廃液貯槽の冷却機能が止まつてしまつた場合、沸騰するまでの時間は何時間と想定されているのか。この場合の緊急冷却対策はどのように行われるのか。

また同貯槽の掃気機能の停止後、放射線分

解による水素は何時間で燃焼下限値濃度に達するのか。さらに、この場合の対策は講じら

小林正典 五十五歳 中中国地方整備局長 平成十六年七月一日 技術参与 常勤 平成十六年七月十六日

石島威 五十五歳 関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長 平成十七年七月一日 研究第一部次長 常勤 平成十七年七月十六日

平成十八年度 篠崎実 五十七歳 関東地方整備局総務部 総括調整官 平成十八年四月一日 総務部 次長契約課長兼東京事務所総務課長 勤 平成十八年四月二日 清治真人 五十七歳 技監 平成十八年七

月十一日 顧問 非常勤 平成十八年七月三十一日 鈴木俊行 五十八歳 北海道開発局留萌開発建設部次長 平成十八年七月十一日 北海道事務所長 常勤 平成十八年八月一日

⑤社団法人河川ポンプ施設技術協会

該当なし

月十一日 顧問 非常勤 平成十八年七月三十一日 鈴木俊行 五十八歳 北海道開発局留萌開発建設部次長 平成十八年七月十一日 北海道事務所長 常勤 平成十八年八月一日

ベル放射性廃液が大量に貯蔵されており、大地震などにより高レベル廃液が万が一にも外部に漏れ出すと北東北や北海道が大惨事となることが予想される。本年六月十四日に岩手・宮城内陸地震が発生し、続いて七月二十四日には青森県八戸市・岩手県洋野町地下深部で地震が発生するなど、日本列島は現在地震の活動期にあると言われている。

再処理工場では電源車の用意はしてあるのか。電源車がかけつけ事なきを得ている。六ヶ所

再処理工場は原発と異なり千三百キロメートルもの配管があり組んだ化学工場であり多量の有機溶剤を扱っているため、引火や爆発事故が想定される。リン酸トリブチル・ノルマルドデカノなどの有機溶媒、副生される有機ニトロ化合物のレッドオイルなどによる大地震時の火災や爆発事故について、どのような安全対策が講じられているのか示されたい。

3 再処理工場の大事故の引き金として電源喪失があげられる。昭和五十五年四月十五日にフランスのラ・アーグ再処理工場で電源喪失が起こり百キロメートル離れたカーン市から

再処理工場では電源車の用意はしてあるのか。電源車がかけつけ事なきを得ている。六ヶ所

再処理工場は原発と異なり千三百キロメートルもの配管があり組んだ化学工場であり多量の有機溶剤を扱っているため、引火や爆発事故が想定される。リン酸トリブチル・ノルマルドデカノなどの有機溶媒、副生される有機ニトロ化合物のレッドオイルなどによる大地震時の火災や爆発事故について、どのような安全対策が講じられているのか示されたい。

4 再処理工場は原発と異なり千三百キロメートルもの配管があり組んだ化学工場であり多量の有機溶剤を扱っているため、引火や爆発事故が想定される。リン酸トリブチル・ノルマルドデカノなどの有機溶媒、副生される有機ニトロ化合物のレッドオイルなどによる大地震時の火災や爆発事故について、どのような安全対策が講じられているのか示されたい。

5 直下の大地震発生後、数分の内に配管・プールなどからの高レベル廃液の漏えい、建物の破壊・ゆがみ、道路変形による通行不能、断線による通信不通、電源喪失、火災、中央制御室での制御不能などの事故が工場内で発生することが想定される。このような同時多発事故が発生しても高レベル廃液の外部への放出対応は万全と言えるか。

6 日本は世界でも有数な地震大国である。世界中でこのような地震地帯で商業用の再処理をしている国の中の例はあるのか。日本は他の再処理実施諸国とは異なり特別な地震対策がなければならないのではないか。

7 高レベル廃液が沸騰や爆発などの事故により放出された場合を想定した環境影響評価は

しているのか。行っているのならば評価例を示し、行っていないのならばその理由を示されたい。

NPO法人原子力資料情報室の故高木仁三郎博士はその著書「核燃料サイクル施設批判」(七つ森書館)二二七ページ～二三一ページに、「航空機墜落あるいは大地震による廃液タンク破壊」と題し、六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液百立方メートルの内1%が外部に放出された場合を仮定した事故評価例を提示している。これによると晴天時でも青森県全域は避難範囲になり、警戒領域は名古屋あたりまで達すると指摘されている。この評価について、その妥当性と国の見解を示されたい。

二 渡辺東洋大教授が今年五月に「工場直下の活段層の存在と直下マグニチュード八地震の可能性」を指摘したことに関する質問

1 平成元年に日本原燃(株)から国へ再処理事業指定申請が提出され、それを国が審査し許可を与えていた。国が審査した際における直下地震の想定はいかほどか。もしそれがマグニチュード八以下ならば、国は人々の安全のため予防原則に立ち最大震度マグニチュード八を想定し、再処理施設安全審査指針に則り再度安全審査をやり直すべきではないか。このことが中越沖地震による柏崎刈羽原発事故の教訓を生かす姿勢であると考えるが、見解を問う。

2 再処理工場の事故はチエルノブイリ事故を見てわかるように、広範囲にわたる強制退去

地域、戻るあてのない難民の発生など、広域で国の根幹を搖るが悲惨な様相を呈するこれが予想される。活断層上の再処理工場はあまりにリスクが大きい。北欧、カナダ、米国のように場合により再処理をやめ、使用済み燃料をそのまま貯蔵する選択も視野に入れるべきではない。

三 憲法に則り国民が未来永劫安心して暮らすことができるることを保障するための国役割・責任に関する質問

1 六ヶ所再処理工場から放射性のトリチウム、クリプトン八十五、炭素十四については除去されることなく全量が外部に放出されて

いる。ガラス固化体製造は昨年暮れから白金族の沈積問題が解決できず、今年度は試行錯誤が続きほぼ休止状況にある。また製造され

たガラス固化体の半分以上が温度管理などに問題がある不均一の欠陥ガラス固化体である。このような事実から再処理は未熟な技術とみなさざるを得ない。安定し継続した運転ができる除去技術や固化技術が完成するまで再処理を凍結してはどうか。

2 放射性のトリチウム、クリプトン八十五、炭素十四については全量が外部に放出されているが、放射能を除去せずに放出することは環境基本法の理念(第三条～第五条)に照らして違法な行為ではないか。平成十八年六月に発表された、世界的権威機関米科学アカデミーの報告(BEIR7)では「被ばくにはこれ以下では安全という量はない」と指摘されている。このような見解が出たからには、こ

の報告が否定されない限り再処理を要とする核燃料サイクル施設からの放射能の放出は徹底して押さえなければならないのではないか。

3 万一再処理工場直下の大地震に襲われ、放射能の外部への放出事故が起きた場合の被害を最小限に食い止めるためにも、再処理工場内で貯蔵されている大変危険な高レベル放射性廃液の量を最小に押さえるべきではないか。

4 再処理工場のアクティブ試験が実施されてから二年半以上が経過している。この間に工場から廃液に混じり大量の放射性トリチウムが海洋へ放出されている。海洋で実際にどのように流れそして拡散したのか情報を公開すべきではないか。

右質問する。

一の2及び3について

六ヶ所再処理施設の高レベル廃液貯蔵設備に設置された高レベル廃液貯槽は、高レベル廃液の崩壊熱を除去するための冷却設備を二系列有しており、このうち一つの系列が作動しているれば、高レベル廃液貯蔵設備の冷却機能が維持できる設計となっている。また、高レベル廃液貯蔵設備においては、高レベル廃液の放射線分解によって発生する水素を希釈しその爆発を防止するための空気を供給する空気圧縮機が、二重に設置されており、このうち一つが作動すれば、高レベル廃液貯蔵設備の空気供給機能が維持できる設計となっている。

さらに、高レベル廃液貯蔵設備等、六ヶ所再処理施設の安全上重要な施設であって、動力源として電力を必要とするものについては、外部電源系統及び分離独立した二つの非常用所内電源系統に接続されており、外部電源が喪失した時であっても、非常用所内電源系統の一つが作

用する答弁書

参議院議員下田敦子君提出日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員下田敦子君提出日本原燃(株)六ヶ所再処理工場の安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員下田敦子君提出日本原燃(株)

六ヶ所再処理工場の安全に関する質問に対

(以下「六ヶ所再処理施設」という。)の高レベル

動すれば電力供給が維持できる設計となつてゐる。

一の4について

六ヶ所再処理施設においては、可燃性又は熱的に不安定な物質を使用又は生成する設備における火災等の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏洩及び他系統への混入の防止等適切な対策が講じられている。特に、使用済燃料を溶解した溶液から有用物質を分離するために使用されている有機溶媒等の異常な温度上昇を防止するため、引火点などの化学的制限値を有機溶媒ごとに設定の上、機器内の溶液温度が当該制限値を超えないよう、適切な措置が講じられている。

一の5及び6、二の1並びに三の3について

六ヶ所再処理施設の耐震安全性については、参議院議員福島みずほ君提出六ヶ所再処理工場

の本格稼働に関する国の再評価に関する質問に対する答弁書(平成二十年四月二十五日内閣参考第一〇二号)一の1について述べたところ、六ヶ所再処理施設の事業指定に係る安全審査(以下「安全審査」という。)の過程において、平成十八年の改訂前の発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和五十六年七月二十日原子力安全委員会決定)等を踏まえて確認している。

一の7について

一の2及び3について及び一の4についてで述べたとおり、六ヶ所再処理施設の高レベル廃液貯蔵設備は、安全機能が維持されるよう適切に設計され、また適切な措置が講じられているものと承知している。

また、御指摘の「核燃料サイクル施設批判」の「航空機墜落あるいは大地震による廃液タンク破壊」と題する部分で述べられている筆者の主張については、その主張の裏付けとなる科学的根拠が示されていないことから、これを六ヶ所再処理施設の安全審査に用いることは困難である。

六ヶ所再処理施設の安全審査に用いることは困難であることを示さないことは困難である。

二の2について

原子力政策大綱(平成十七年十月十一日原子力委員会決定)においては、原子炉の運転に伴つて生じた使用済燃料の取扱いについて、再処理、直接処分等四つのシナリオを定め、シナリオごとに安全性、経済性等十項目の視点から総合的に評価を行つた結果、再処理を使用済燃料の取扱いに関する基本の方針としたものである。

三の1及び2について

御指摘のクリプトン八十五、炭素十四及びトリチウム(以下「クリプトン等」という。)も含め、放射性物質による大気の汚染等を防止するための措置については、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十三条において、原子力基準法律で定めるところによると規定され、その他の関係法律で定めるところによると規定されており、環境基本法第三条から第五条までに定める法等に定める措置を通じて実現されるものと認識している。

クリプトン等を含む放射性物質を六ヶ所再処理施設から放出すること等による一般公衆における実効線量については、安全審査において、

法令の定める限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いものであることを確認し、安全上問題ないと判断している。

日本原燃の採用したガラス固化技術は、外部専門家により技術の成立性が実証された、核燃

料サイクル開発機構(当時)が開発した技術であると承知しており、従業員による設備の操作方

法の習熟の問題や設備の不具合等から、日本原燃が当初予定していた計画に比べると試験運転に時間をしてはいるものの、当該運転を通じて問題点の解決が図られるものと認識している。

三の4について

経済産業省原子力安全・保安院においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十六号)第六十七条第一項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年總理府令第十号)第二十一条第二項の規定に基づき、六ヶ所再処理施設の放射性廃棄物の海洋放出口近隣に立地するむつ小川原港付近の海水、六ヶ所村前面海域で採取された海産物等に含まれる放射性物質の濃度等について、日本原燃から四半期ごとに報告を受け、これを公表しているが、御指摘の「アクティブ試験」が開始された平成十八年三月以降に受領したいずれの報告書においても、トリチウムについての測定結果は、平常の変動幅を超えたものではなく、特段の問題はないものと承知している。

一の先の答弁書の一においては、法整備の必要性についての質問に対し、「所要の規定が整備されているところである」との回答をしている。

大学における大麻汚染に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月八日

参議院議長 江田 五月殿 谷岡 郁子

大学における大麻汚染に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十二月八日

参議院議長 江田 五月殿 谷岡 郁子

る。しかし、様々な要因があるからこそ、いかなる状況にあっても安易に大麻に手を出さないような人間力形成を重視した教育を行うべきであり、教育行政にはそのような教育が可能となる条件を整備し、各大学の取り組みを支援していく責任があるものと考える。また、一〇月三一日の閣議後の記者会見で、文部科学大臣は「大学の責任で再発防止なり取り組んでもらいたい」と発言しているが、教育行政の責任については言及しておらず、このことは教育行政の責任逃れとも受け取れる。今回の一連の大麻問題について、教育行政の責任をどのように考えているのか、見解を問う。

三 先の答弁書の五においては、一連の大麻問題を受けての政府の対応についての質問に対し、「会議や（中略）研修会等において、大学が学生に対し、薬物乱用防止のための適切な指導・助言を行うよう求めると回答しているが、調査などによって大学における大麻汚染の実態を把握しようという対応が見られないのは不可解である。また、各大学からの教育行政への支援の要望についての質問に対しては、「各大学からの要望は受けていない」というが、各大学では試行錯誤の中で様々な取り組みを行っており、それら各大学の努力に対して要望を持つ姿勢に終始した「要望は受けていない」という態度はあまりに消極的である。教育行政として薬物対策に本気で取り組むならば、より積極的に各大学から情報を収集して取り組みを把握し、より適切な連携や支援を検討すべきではないのか。先の答弁書に書かれた内容を文字通り受け取る」とすれば、一連の大麻問題への対応策の内容以前に、教育行政における情報収集能力や問題を解決しようとする熱意を疑わざるを得ない。教育行政として一連の大麻問題を本気で解決しようとする意志はあるのか確認したい。また、この問題について具体的にどのような情報収集や調査を行っているのか、あるいは行つてはなつていいものと考えている。

二及び三について
右質問する。
なのか、説明を求める。

平成二十一年十二月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出大学における大麻汚染に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

文部科学省としては、大学における大麻事犯の問題は、憂慮すべき課題であり、大学のみならず文部科学省や関係機関等が連携して取り組む必要があるものと考えている。文部科学省としては、独立行政法人日本学生支援機構が行っている各大学の薬物乱用防止に係る取組状況の調査の結果も踏まえつつ、先の答弁書（平成二十年十二月二日内閣参質一七〇第九九号）五についてで述べた施策等により、薬物乱用防止のための適切な指導・助言を行うよう求めているところであり、このような大学に対する支援等により、学生による薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図ることとしている。

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）においては、同法第二十四条第一項の規定により、大麻を、みだりに、栽培等した者は、七年以下の懲役に処することとされるとともに、これに対応した未遂罪及び予備罪が設けられてい る。また、同法第二十四条の二の規定により、大麻を、みだりに、所持等した者は、五年以下

官 報 (号 外)

平成二十年十二月十九日 参議院会議録第十四号

第明治三十五年三月三十日可認物便種三十一

| |
|-------------------------|
| 発行所 |
| 二東京一〇番地都港五十一行政区八ノ四門二五丁目 |
| 独立行政法人国立印刷局 |
| 電話 |
| 03(3587)4294 |
| 定価 |
| (本体 二三〇円) |